

英文開示 実践ハンドブック



東京証券取引所

英文開示実践ハンドブック

2024 年 10 月

東京証券取引所

執 筆 分 担

第1章	英文開示に関する 上場規則の概要	株式会社東京証券取引所
第2章	英文開示実施に向けた 計画の立案	株式会社プロネクサス
第3章	翻訳の外注による 英文資料作成	宝印刷株式会社
第4章	機械翻訳の活用	国立研究開発法人情報通信研究機構 隅田英一郎
第5章	英文開示に関する 東証の取組み	株式会社東京証券取引所

目次

はじめに	1
------------	---

第1章 英文開示に関する上場規則の概要 2

1-1 英文開示に関する上場規則の全体像	2
1-2 プライム市場上場会社における英文開示	3
1-3 スタンダード市場上場会社における英文開示	4
1-4 グロース市場上場会社における英文開示	4
1-5 TDnet による英文開示	5
1-6 FAQ の掲載（上場会社向けナビゲーションシステム）	5

第2章 英文開示実施に向けた計画の立案..... 6

2-1 英文開示を行うべき背景	6
2-2 英文開示の目的明確化と方針の設定	10
2-3 英文開示を行う対象書類と翻訳範囲の選定	13
2-4 英文開示の段階別の取組み例	14
2-5 プライム市場で日英同時開示が義務付けられる各書類のポイント	15
2-6 英文開示を進めるための体制・人材・技術・ナレッジの整備	18
2-7 英文開示実務における各種準備・ノウハウ	20
2-8 免責文言の活用	21

第3章 翻訳の外注による英文資料作成..... 24

3-1 全体の流れ	24
3-2 契約締結時のポイント	25
3-3 翻訳依頼時のポイント	25
3-4 日英同時開示のポイント	27
3-5 機密情報を含む原稿の翻訳依頼	28
3-6 納品物の確認ポイント	29

第4章 機械翻訳の活用..... 31

4-1 生成 AI でなく機械翻訳の説明をします	31
4-2 機械翻訳の基礎知識	31
4-3 機械翻訳の最新知識	33
4-4 機械翻訳導入時の留意点	36
4-5 機械翻訳を上手く利用するコツ	37
4-6 まとめと本稿を超える有用な情報	38

機械翻訳コラム

コラム 1 機械翻訳の先行的活用事例の紹介	40
コラム 2 プロの翻訳者による機械翻訳の活用	42

第5章 英文開示に関する東証の取組み..... 46

米国証券法コラム

コラム 3 米国株主数が 300 人以上になると英文開示が必要か?	48
コラム 4 ADR が発行されると英文開示が必要となるか?	50
コラム 5 エクイティファイナンスの英文開示には注意! ?レギュレーション S とは	51

■ 本ハンドブック作成の趣旨

東京証券取引所(以下「東証」といいます。)では、海外投資家の投資を呼び込み、対話を通じた企業価値向上を促していく観点から、上場会社の英文開示を推進しています。特にプライム市場は、「グローバルな投資家との建設的な対話を中心に据えた企業向けの市場」と位置付けており、2021年のコーポレートガバナンス・コードの改訂や、2025年4月以降の企業行動規範による決算情報・適時開示情報の英文開示の義務付けなども踏まえ、多くの上場会社が英文開示に積極的に取り組まれているところです。近年の取組みの進展について、海外投資家が肯定的に評価する声も多く聞かれるところですが、英文開示の情報量や開示タイミングの更なる改善が期待されています。

一方で、上場会社からは実務上の負荷などに関するご意見も寄せられています。英文開示の実施に当たっては、翻訳会社や機械翻訳の活用などを含め、一定の品質とスピードを両立させるためのノウハウのほか、リーガルリスクや情報セキュリティ等の留意すべき事項があると考えられますが、上場会社各社において、そうした事項について十分に理解・対応することは重要な課題です。特にプライム市場においては、日本語と同時の英文開示を実現させるため、効率的な実務対応がますます求められると考えられます。

そこで、東証では、英文開示を実施する際のノウハウや留意事項を取りまとめ、上場会社における実務上の負荷を軽減することを目的として、本ハンドブックを作成しています。本ハンドブックは2022年に初版を発刊し、その後決定した、プライム市場における英文開示の義務化を踏まえ、日英同時開示に資する情報を充実させるなどして、2024年に改訂したものです。

■ 利用にあたって

本ハンドブックは、上場会社がこれから英文開示を始める、あるいは、拡充する際に利用していただくことを念頭に作成しています。

英文開示は、海外投資家の投資判断及び対話の基礎であり、海外投資家向けIRの出発点です。本ハンドブックでは英文資料作成に焦点を当てていますが、海外投資家向けIRに当たっては、海外投資家とのコミュニケーションを円滑に進めるためのノウハウや留意事項を収集することも意識して進められると、より有効に行うことができると考えられます。

また、上場会社における英文開示のあり方は、上場規則への対応にとどまらず、海外投資家との対話の内容等を踏まえ、自社に適した形を継続的にご検討いただき、進展させることが重要です。経営陣の役割として、英文開示の目的を理解し、自社の目指すべき姿を実現するために必要な体制整備やリソース確保・拡充にも取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

上場会社の皆様が、英文開示への取組みを前向きに進められ、グローバルな投資家との対話を通じて中長期的な企業価値向上を実現されることを期待しています。

■ 謝辞

本ハンドブックの各章の執筆については、実務の専門家や研究者に分担していただき、東証が取りまとめに当たりました。また、米国証券法に関する掲載コラムの執筆に当たりましては、アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナーの樋口航弁護士からのご助言・ご指導を頂戴いたしました。ご協力いただきました皆様に、心より御礼申し上げます。

1-1 英文開示に関する上場規則の全体像

上場規則上、有価証券上場規程(以下「上場規程」といいます。)とコーポレートガバナンス・コード¹(以下「CG コード」といいます。)において、英文開示に関する定めがあり、市場区分によって求める水準に差異を設けています(図表 1)。

上場規程では、企業行動規範として、プライム市場上場会社を対象に、英文開示に関する努力義務(上場規程第 445 条の 8)及び決算情報・適時開示情報の英文開示の義務(上場規程第 436 条の 4)を定めています(2025 年 4 月 1 日施行)。このほか、株主総会における議決権行使を容易にするための環境整備の観点から、上場会社は、株主総会招集通知(以下「招集通知」といいます。)の英訳に努めることとされています(上場規程第 446 条、施行規則第 437 条)。

CG コードでは、英文開示に関する原則があり(図表 2)、プライム市場及びスタンダード市場の上場会社は、当該原則を実施しない場合には、その理由を説明することが必要となります。

図表 1 英文開示に関して市場区分ごとに求められる内容

書類	プライム市場 （グローバルな投資家との 建設的な対話を中心に据えた 企業向けの市場）	スタンダード市場 （公開された市場における 投資対象として十分な流動性 とガバナンス水準を備えた 企業向けの市場）	グロース市場 （高い成長可能 性を有する企 業向けの市場）	
決算情報	義務 ¹	努力義務 ^{2,3} 、 Comply or Explain ⁴ （必要とされる 情報）	Comply or Explain ⁴ （合理的な 範囲）	努力義務 ³
適時開示情報				
招集通知				
その他の開示情報				

図表脚注 1：上場規程第 436 条の 4 (決算情報・適時開示情報(抜粋・概要でも可)の日英同時開示)
2：上場規程第 445 条の 8 (すべての開示情報の日英同時開示)
3：上場規程第 446 条、施行規則第 437 条 (招集通知の英訳)
4：CG コード補充原則 1－2④ (招集通知の英訳)、3－1② (開示書類のうち必要とされる情報／合理的な範囲における英文開示)

1 コーポレートガバナンス・コード <https://www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/>

図表2 CGコードにおける英文開示に関する原則

補充原則1-2④

上場会社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳を進めるべきである。

特に、プライム市場上場会社は、少なくとも機関投資家向けに議決権電子行使プラットフォームを利用可能とすべきである。

補充原則3-1②

上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。

特に、プライム市場上場会社は、開示書類のうち必要とされる情報について、英語での開示・提供を行うべきである。

図表脚注：太字下線は、英文開示に関する箇所

1-2 プライム市場上場会社における英文開示

プライム市場は、「グローバルな投資家との建設的な対話を中心に据えた企業向けの市場」と位置付けており、海外投資家の投資を呼び込み、対話を通じた企業価値向上を促していく観点から、他の市場区分よりも高い水準の取組みを求めています。

（1）英文開示に関する努力義務（企業行動規範の「望まれる事項」）

プライム市場上場会社は、会社情報の開示又は提供を日本語により行う場合（公衆の縦覧に供される場合を含む。）は、可能な限り、日本語による開示と同時に、英語により同一の内容の開示を行うよう努めることとされています。

（上場規程第445条の8）

ここでいう「会社情報」とは、リアルタイムの投資判断のほか、中長期的な企業分析や議決権行使などにおいて重要と考えられるすべての開示情報を指します。上場会社における実務上の負荷に鑑み、まずは、企業行動規範の「望まれる事項」として、こうした内容についての努力義務規定を設けています。

そのうえで、特に投資判断に与える影響が大きく、速報性が求められる開示情報である決算情報・適時開示情報については、（2）に記載のとおり、企業行動規範の「遵守すべき事項」、すなわち上場会社として守らなければならない義務として規定しています。

（2）決算情報・適時開示情報の英文開示の義務（企業行動規範の「遵守すべき事項」）

プライム市場上場会社は、決算情報及び適時開示情報（上場会社が投資判断に及ぼす影響を踏まえてTDnetを利用して任意で開示する適時開示情報を含む。）について、日本語による開示と同時に、英語による開示を行うことが義務付けられています。ただし、英語による開示を同時に行おうとすることにより、日本語による開示の遅延が生じる場合（例えば、発生事実に係る開示など急遽対応が必要になる場合や、関係者との調整等により開示直前まで日本語による開示内容が定まらない場合）にはこの限りでなく、日本語による開示を優先して行ってください。

義務付けられる英語による開示については、日本語による開示の内容の一部又は概要を開示すれば足りることとしています。

(上場規程第 436 条の 4)

なお、英文開示については、日本語の開示の参考訳との位置付けとし、万が一内容が不正確であったとしても規則違反とはみなさないこととしています。一方で、英文の同時開示を実施しなかった場合は、その経緯・原因等に応じて、公表措置等の対象となる場合があります。

(3) CG コードによる英文開示の推奨

CG コードでは、招集通知の英訳を進めるべきとする補充原則（1-2④）や、開示書類のうち必要とされる情報について英文開示を行うべきとする補充原則（3-1②）があります。プライム市場上場会社は、市場区分のコンセプトを踏まえ、現時点の自社の株主における海外投資家の比率にかかわらず、海外投資家の投資を呼び込む観点からも、積極的な対応が望まれます。当該補充原則を実施しない場合には、その理由を説明することが必要となります。

1-3 スタンダード市場上場会社における英文開示

スタンダード市場上場会社においては、プライム市場で設けているような英文開示の義務等（1-2（1）、（2）参照）はありませんが、海外投資家から投資を呼び込み、企業価値向上につなげる観点からは、英文開示が有用であると考えられます。

CG コードでは、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、招集通知の英訳を進めるべきとする補充原則（1-2④）や、合理的な範囲において英文開示を進めるべきとする補充原則（3-1②）があります。当該補充原則を実施しない場合には、その理由を説明することが必要となります。その際、一部の上場会社において、現時点の自社の株主における海外投資家比率が低いことを理由として、英文開示を実施していないと説明する例が見られますが、英文開示がないことが海外投資家の投資の制約になっていることも考えられるため、資本政策も踏まえつつ、英文開示の在り方を検討することが望まれます。

1-4 グロース市場上場会社における英文開示

グロース市場上場会社は、プライム市場で設けているような英文開示の義務等（1-2（1）、（2）参照）や、CG コードの英文開示に関する原則の対象とはなりません。例えば、将来の成長の実現に向けて資金需要がある場合などは、海外投資家から投資を呼び込み、成長につなげるためにも、英文開示が有用であると考えられます。

実際に、2023 年 12 月末時点において、時価総額ベースでは、グロース市場上場会社の 5 割超は、何らかの英文開示を実施しています。具体的には、決算短信・IR 説明会資料については、グロース市場上場会社の 4 割超が英文開示を実施しており、適時開示資料（決算短信を除く。）については、3 割超が英文開示を実施しています²。

2 「英文開示実施状況調査集計レポート（2023 年 12 月末時点）」P.39
<https://www.jpx.co.jp/equities/listed-co/disclosure-gate/survey-reports/index.html>

1-5 TDnet による英文開示

プライム市場上場会社は、決算情報及び適時開示情報について英文開示が義務付けられており（1-2（2）参照）、当該英文資料については TDnet で開示する必要があります。その他、TDnet 又は EDINET において日本語で開示した会社情報（縦覧書類や PR 情報、有価証券報告書等）についても、英文資料を TDnet を通じて配信することが可能です。

英文資料を TDnet に登録することにより、海外投資家が利用している情報ベンダー等の端末にタイムリーに配信することができ³、東証ウェブサイトの英語サイト（「Company Announcements Service」⁴ や「Listed Company Search」⁵）にも掲載されます。海外投資家に対し公平で充実した情報提供を実現する観点から、英文資料の開示においても TDnet を積極的にご利用ください。

TDnet への具体的な登録方法や、表題・公開項目等に関する留意事項については、英文資料提出ガイド⁶をご参照ください。

1-6 FAQ の掲載(上場会社向けナビゲーションシステム)

英文開示に関する上場規則の内容や開示実務等について、よくある質問と回答を「上場会社向けナビゲーションシステム」⁷に掲載していますので、ご参照ください。

3 配信先の情報ベンダー等については、こちらの URL をご参照ください。

<https://www.jpx.co.jp/equities/listed-co/disclosure-gate/service/index.html>

4 サービス概要については、こちらの URL をご参照ください。<https://www.jpx.co.jp/listing/ca-service/index.html>

5 東証上場会社情報サービスの英語版です。<https://www.jpx.co.jp/english/listing/co-search/index.html>

6 こちらの URL 内に掲載しています。<https://faq.jpx.co.jp/disclo/tse/web/knowledge7847.html>

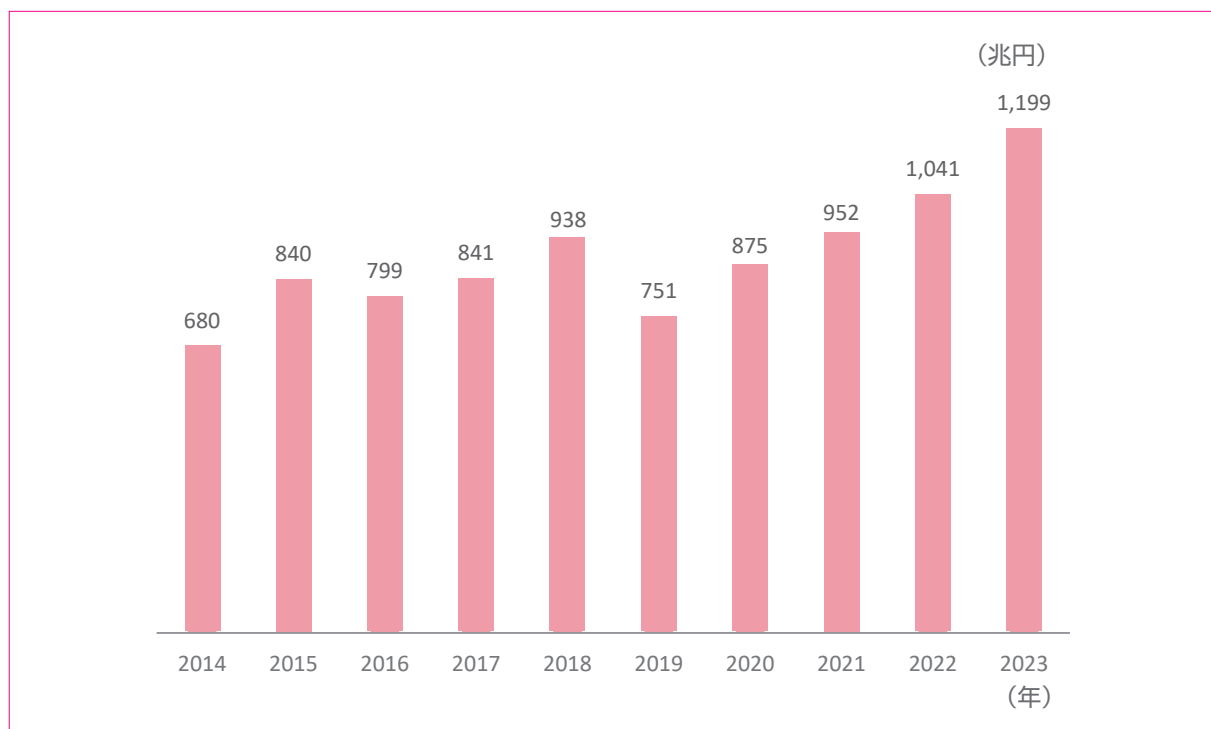
7 こちらの URL をご参照ください。<https://faq.jpx.co.jp/disclo/tse/web/category2492.html>

2-1 英文開示を行うべき背景

日本の株式市場において、海外投資家の存在感は年々増大しています。海外投資家の株式売買金額(図表3)は2023年で1,200兆円規模まで拡大し、全取引の約6割を構成する重要な投資主体となっています⁸。また、株式保有比率は3割を超えており、図表4のとおり、主要投資部門のうち海外投資家(外国法人等)の株式保有比率が最も高いことがわかります⁹。

2023年に東証より「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」の要請などもあり、日本市場に対する海外投資家の期待は着実に高まっている状況です。

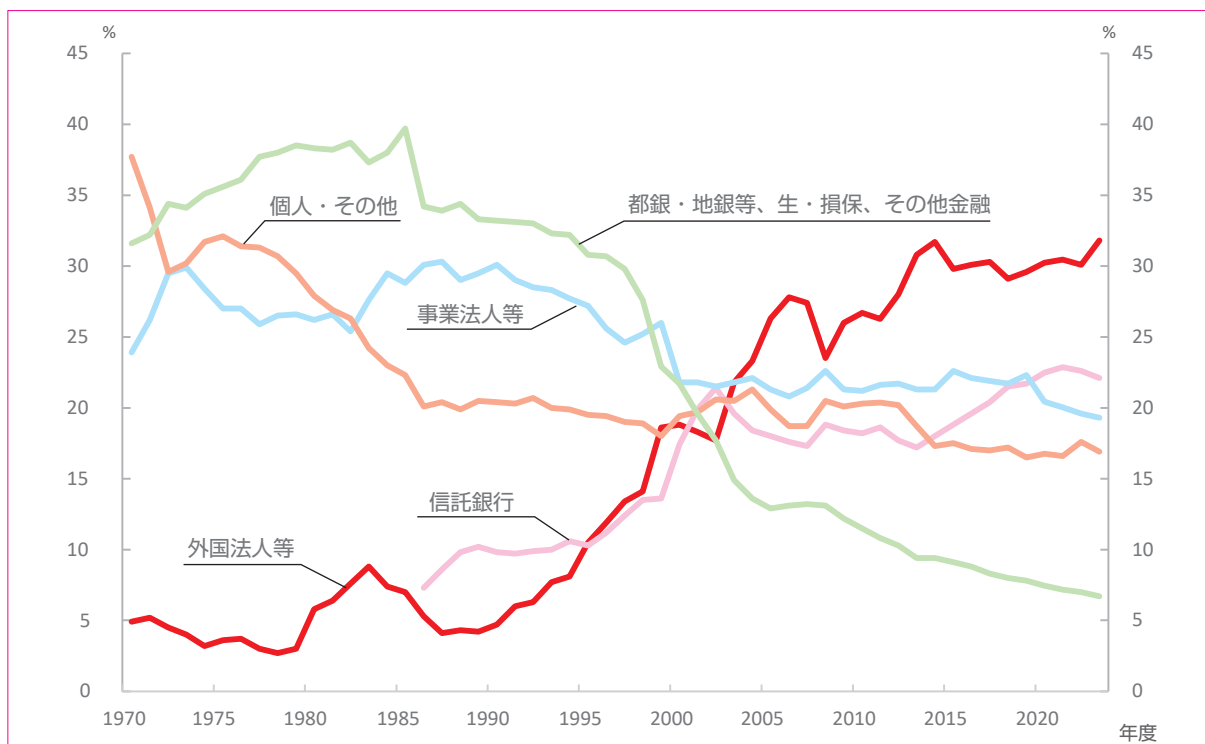
図表3 海外投資家の株式売買金額



8 投資部門別株式年間売買状況
<https://www.jpx.co.jp/markets/statistics-equities/investor-type/00-02.html>

9 2023年度株式分布状況調査の調査結果について
<https://www.jpx.co.jp/markets/statistics-equities/examination/01.html>

図表 4 主要投資部門別株式保有比率の推移



図表脚注 1：1985 年度以前の信託銀行は、都銀・地銀等に含まれる。

2：2004 年度～2021 年度までは JASDAQ 上場銘柄を含む。2022 年度以降は、その時点の上場銘柄を対象。

図表 5 のとおり、東証が実施した「英文開示に関する海外投資家アンケート調査結果」の回答者のうち、58%の海外投資家が投資判断を行う際の情報ソースとして「主に上場会社の開示資料（英語）を利用している」と回答しています。また、上場会社が開示する英文資料について、新規投資においては、90%が「必ず利用している」または「ほとんどの場合で利用している」と回答しています。既投資先においては、82%が「四半期に1回以上」利用していると回答しています¹⁰。

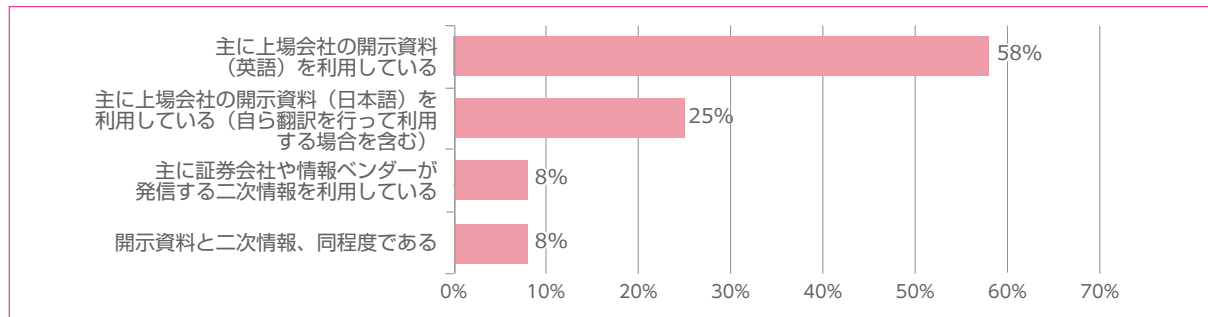
このように、海外投資家が日本の上場会社の情報を入手するには、上場会社による英語での情報開示が不可欠であり、株式市場における海外投資家の存在感が増すにつれて英文開示の必要性は高まっています。

¹⁰ 英文開示に関する海外投資家アンケート調査結果（2023 年 8 月）P.6
<https://www.jpx.co.jp/equities/listed-co/disclosure-gate/survey-reports/index.html>

図表 5 海外投資家による英文資料利用状況

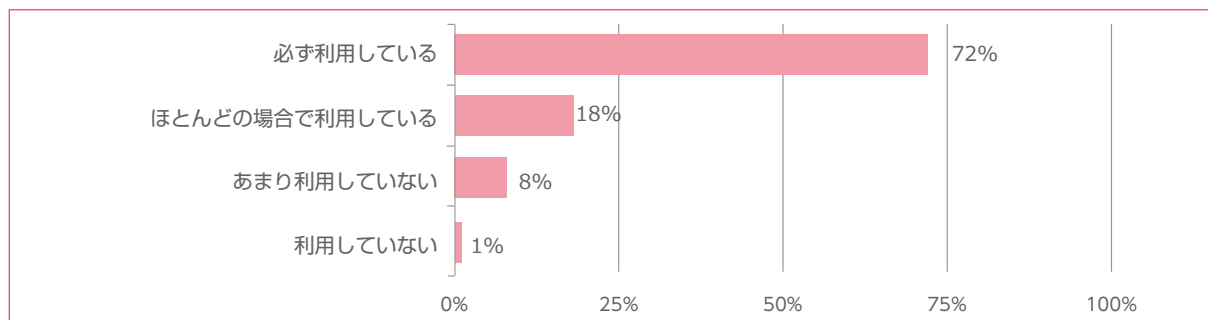
Q. 投資判断を行う際の主な情報ソースは何ですか。

(What is your primary source of information in the investment process?)



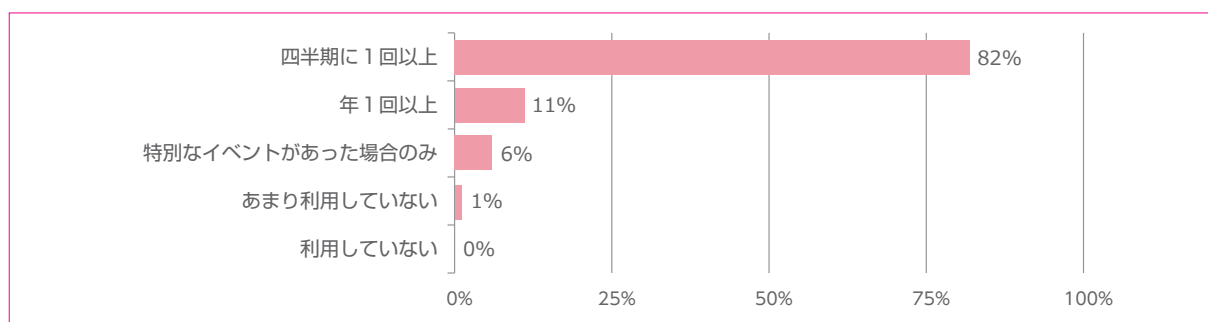
Q. 新たに投資を行う場合、日本の上場会社が開示する英文資料を利用していますか。

(When making new investments, do you use English-language materials disclosed by listed Japanese companies?)



Q. 既に投資している日本の上場会社が開示する英文資料を、どの程度の頻度で利用していますか。

(How often do you use English-language materials disclosed by listed Japanese companies in which you have already invested?)



上場会社における英文開示 推進の動き

約10年間で、上場会社の英文開示に関する環境は大きく変わりました。

日本の上場会社が英文開示を進める大きなきっかけとなったのが、2015年に東証が公表したCGコードです。補充原則1-2④で、「上場会社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、（中略）招集通知の英訳を進めるべきである」、また補充原則3-1②では、「上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである」と英文開示が求められたことを受けて、英文開示比率が高まりました。

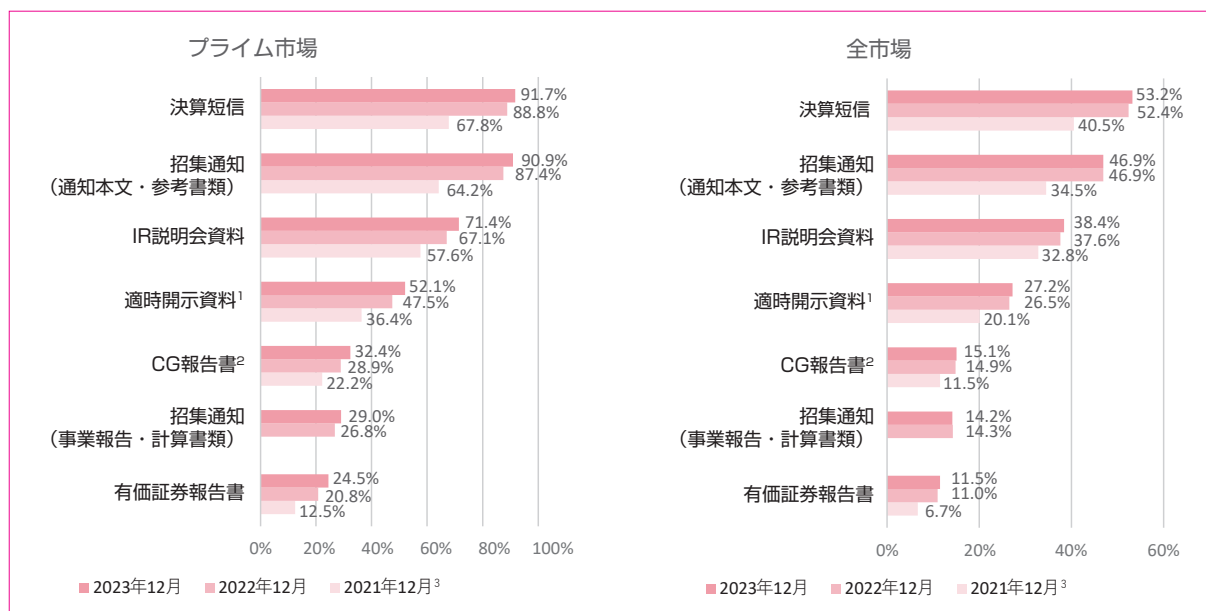
その後、東証が市場区分を再編することを踏まえて2021年にCGコードが改訂されました。プライム市場については、グローバルな投資家と

の建設的な対話を中心に据えた企業向けの市場と位置付けられたことを受け、一段高い水準の内容が設けられ、補充原則3-1②においては、上記に引用した記載に加えて、「特に、プライム市場上場会社は、開示書類のうち必要とされる情報について、英語での開示・提供を行うべきである」との文言が追記されました。

2024年5月、東証より、プライム市場における英文開示に関する努力義務及び決算情報・適時開示情報の日英同時開示の義務に関する上場規則が2025年4月1日より適用されることが公表されました¹¹。

このような背景から、日本の上場会社の英文開示実施率は継続的に高まっており、また、対象書類の範囲も拡大しています（図表6）¹²。

図表6 英文開示実施率の推移



図表脚注1：決算短信を除く適時開示資料を意味する。以下の図表も同様。

2：コーポレート・ガバナンスに関する報告書を意味する。以下の図表も同様。

3：2021年12月は、2022年1月11日公表の市場選択結果に基づき集計。招集通知（事業報告・計算書類）は集計対象外。

11 第1章「英文開示に関する上場規則の概要」参照

12 英文開示実施状況調査集計レポート

<https://www.jpx.co.jp/equities/listed-co/disclosure-gate/survey-reports/index.html>

2-2 英文開示の目的明確化と方針の設定

上場会社が英文開示を進める際、予算・人材・日程の確保など、対応すべきさまざまな課題に直面します。日本語で開示している全ての書類を、適切なタイミングで、円滑に英文開示をしていくためには、英文開示の目的を明確化し、その実現に向けた方針を立てることが重要です。まずは、現状を把握するために、海外投資家のニーズが高い書類と期待される開示タイミングについて確認します。

英文開示の目的と海外投資家ニーズ

日本の株式市場において大きな存在感を持つ海外投資家に対して、投資判断に必要な情報を、適切なタイミングで、英語で提供することにより、海外投資家からの投資の獲得、ディスカウントやアンダーウェイトの回避、対話の促進などの効果が期待されます。

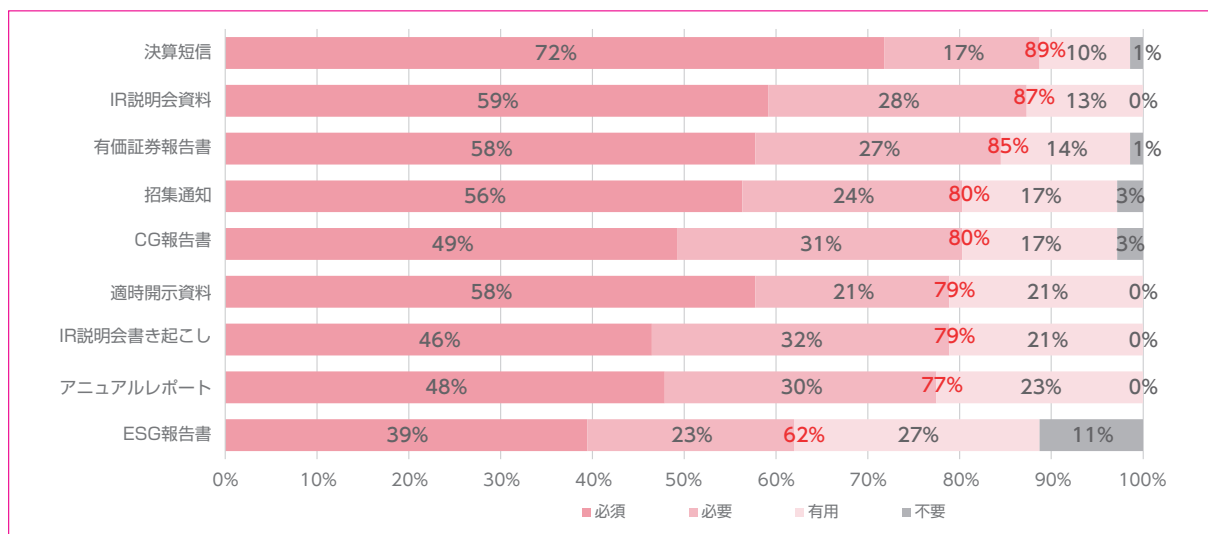
東証が実施した「英文開示に関する海外投資家アンケート調査結果」¹³によると、多くの海外投資家が、「英文開示が不十分であることにより、投資行動や対話に影響を及ぼしている」と回答しています。また、英文開示が不十分であると評価されるのは、「開示範囲が狭い」、「開示タイミングが遅い」ことが理由とされています。

投資家の属性によりニーズは異なることも考え

られますが、東証のアンケート調査結果によると、開示範囲に係る海外投資家ニーズ（図表 7）について、英文開示が「必須」または「必要」との回答が8割前後を占める書類が多く、英文開示に対するニーズの高さがうかがえます。

英文開示が「必須（英文開示がない場合は投資しない）」の回答割合が最も高い書類は決算短信となっており、最優先で英文開示を進める必要のある書類であることがわかります。個別の回答においても、リアルタイムに株価に影響を与える重要な情報を含むものとして、決算短信の優先的な英文開示を求める意見が多く挙げられていました。

図表 7 英文開示を必要とする書類



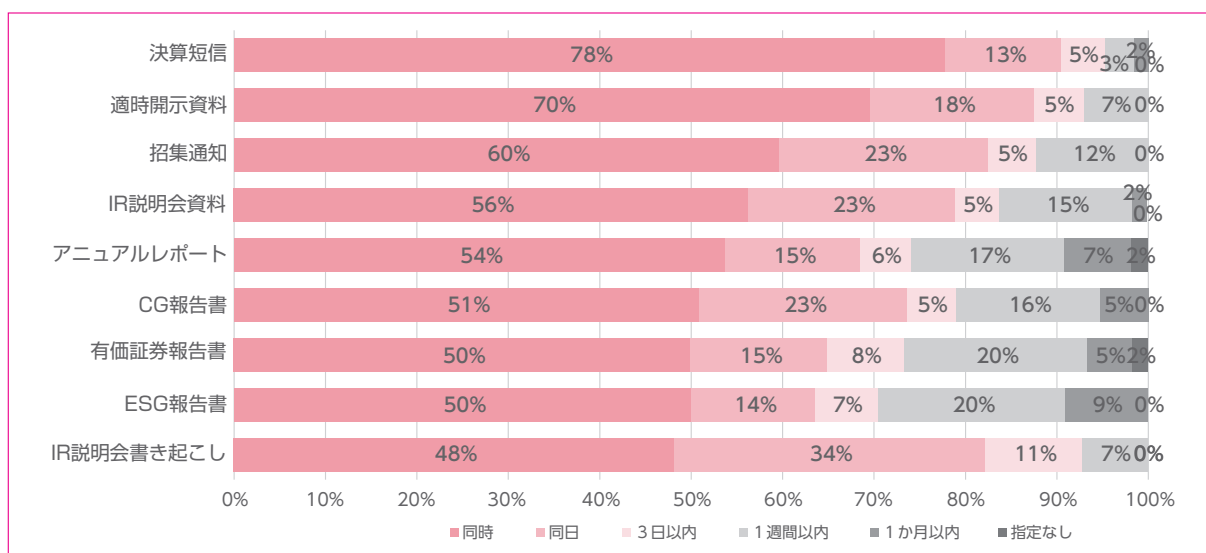
図表脚注：必須（Essential）：英文開示がない場合は投資しない
 必要（Necessary）：英文開示を必要としている
 有用（Useful）：英文開示があれば利用する
 不要（Not necessary）：英文開示があっても利用しない

13 英文開示に関する海外投資家アンケート調査結果（2023年8月）
<https://www.jpx.co.jp/equities/listed-co/disclosure-gate/survey-reports/index.html>

次いで、IR 説明会資料、有価証券報告書、適時開示資料について、「必須」の回答が多くなっています。IR 説明会資料については、任意の開示書類ではありますが、事業環境、経営戦略の進捗、今後の見通しなどの企業の概況の理解を促進し、投資判断を行ううえで重要であり、また、書類の形式上、機械翻訳が困難であることから海外投資家の英文開示への期待が高くなっています。有価証券報告書については、銘柄を広く調査し、企業概要を把握する段階で有用であるとの意見が聞かれており、適時開示資料については、決算短信と同様に、リアルタイムに株価に影響を与える情報として重視する意見が聞かれています¹⁴。

東証のアンケート調査結果によると、開示タイミングに係る海外投資家ニーズ（図表 8）について、日本語との同時開示が必要と回答のあった書類の割合は、決算短信が最も高く、次いで適時開示資料となっています。決算短信、適時開示資料については、リアルタイムの投資判断に利用され、株価に影響を与える書類であることから、海外投資家による日英同時開示のニーズが高く、上場会社が日英同時開示の実現に向けて優先的に取り組む必要のある書類であることが分かります。

図表 8 各書類において必要とされている英文開示のタイミング



図表脚注：英文開示を必要とする書類（図表 7）について、「必須」または「必要」と回答した機関投資家における回答

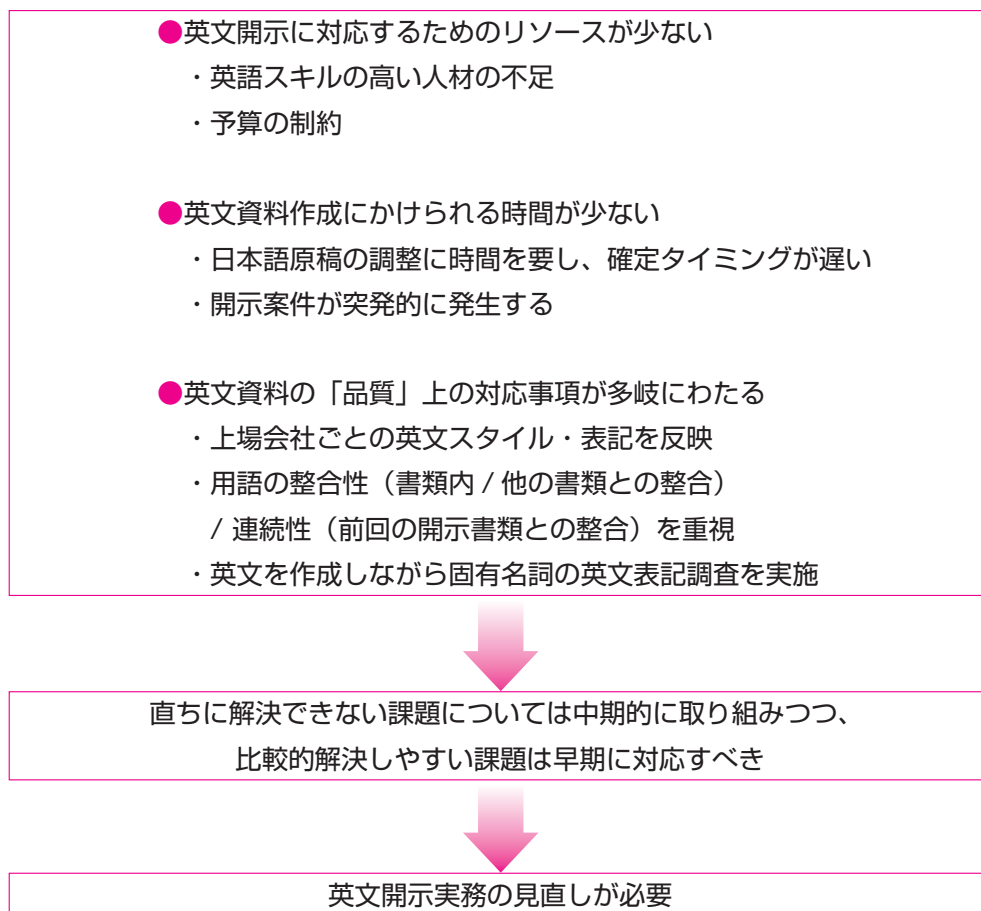
英文開示の現状と課題

上記のような海外投資家ニーズや、英文開示に関する上場規則を踏まえると、日英での同時開示が非常に重要なテーマとなります。日英同時開示を実現させるためには、日本語と英語の作成を同時進行させる必要がありますが、従来の実務のままでは容易なことではありません。図表 9 のよ

うに、日英同時開示のハードルを高くしている課題がさまざま存在しています。これらの課題をクリアするためには、英文開示に対する考え方を見直すこと、具体的には、開示書類の性質を踏まえつつ、品質基準や日本語書類の作成実務を見直すことが必要であると考えます。

14 市場区分の見直しに関するフォローアップ会議第 13 回（2023 年 12 月 18 日開催）資料 6 P.6
<https://www.jpx.co.jp/equities/follow-up/index.html>

図表 9 日英同時開示を実現させるうえでの主な課題



今後の英文開示の在り方

予算・人材・時間が限られている中で日英同時開示を実現させることは、多くの上場会社の実務担当者はハードルが高いと感じられるかもしれません。すでに一部書類の英文開示をしている会社であっても「日英同時」となると英文書類の開示日が前倒しされることが多く、これまでよりも英文実務にかけられる時間が短縮されるからです。時間的制約を受けながらも、海外投資家のニーズに応え、タイムリーな情報発信を実現させるためにはまず、「品質基準」に対する考え方を見直す必要があります。

開示書類における英文品質に明確な基準はありません。品質の良し悪しを決めるのは情報の受け手である海外投資家です。つまり、海外投資家が求めているアウトプットこそが基準となる品質になります。

海外投資家は、主に次の3点を重視していると考えられます。

- 日本語原文の情報が正しく翻訳されているか（日本語の内容と乖離していないか、間違った情報になっていないか）
- 日本語原文の意図が分かりやすい英文で書かれているか
- 適切なタイミングで英文開示されているか

英文開示においては、まずこの3点を確実に押さえることが重要です。逆に言えば、内容の正確性は担保されたうえで（誤った情報はなく）、投資判断に影響のないレベルであれば、書類内・書類間における厳格な表現の整合までは必須ではなく、開示書類の性質を踏まえつつ、タイムリーな情報発信のために優先度を下げる選択も考えられます。日英同時開示が当たり前の世の中にシフトしていこうとしている今、「伝えるべき情報」を「タイムリーに発信」するアクションこそが上

場会社に対する投資家の評価基準となり、ひいては英文の「品質」とあるという考え方が主流となっていくと考えられます。

図表 10 今後の英文開示の方向性

①海外投資家への「タイムリーな情報発信」を重視する	●「伝えたい内容をタイムリーに伝えること」を基本スタンスとする
②「品質」に対する考え方を切り替える	●日本語の内容が正確に伝わることを第一義的に重視する（誤訳・誤情報がないレベルは担保する） ●開示書類の性質を踏まえ、投資判断に影響がないレベルの用語の整合性（書類内／他の書類との整合）／連続性（前回の開示書類との整合）は追求しないことも考えられる
③人材不足を補うため、時間の短縮につながる技術活用や実務の工夫を行う	●機械翻訳を活用し、人手による確認を省力化することが有力な選択肢として考えられる ●曖昧、不明瞭な日本語を排除し、簡潔な原文を作成する（人による翻訳、機械翻訳いずれにおいても負荷を軽減できる）

2-3 英文開示を行う対象書類と翻訳範囲の選定

英文開示を進めるにあたって、どの書類を対象に、どの範囲で着手するべきか、自社にとっての「合理的な英文開示の範囲」のレベルを設定することは容易ではありません。まずは、海外投資家のニーズが高く速報性が重視される書類のうち、英文作成の難易度が低い書類から始めるのが現実的です。なお、プライム市場上場会社においては、東証規則で求められる書類（決算情報・適時開示情報）の英文開示に取り組むことが必須となります。また、英文開示の範囲を拡大していく際は、海外投資家が、初期投資の検討、投資後のモニタリング、議決権行使等、投資プロセスのどの場面において使用する書類であるか、また、自社の人

材の制約も踏まえ、選定する必要があります。その際、書類内容や記載情報を以下のようにカテゴリ別に分類し、海外投資家のニーズに対して網羅的に、段階的に応えていくプロセスの設計が必要となります。

- 速報性が重要な情報（決算情報・適時開示情報）
- イベントに合わせて必要となる情報（招集通知・株主総会資料など）
- 中長期的な方針等の非財務情報（経営戦略・会社方針に関する情報、ガバナンス体制に関する情報、サステナビリティ関連情報など）

2-4 英文開示の段階別の取組み例

自社の英文開示の範囲の拡大や開示タイミングの早期化をどのように行っていくかについては、海外投資家との対話の内容なども踏まえて各社で検討する必要があります。会社ごとに、現在の対応状況や適切な取組み方法は異なると考えられますが、ここでは、例として、3段階のステップをご提示します。各社において、英文開示の開始・拡充を検討する際の参考としてください。

第1段階：英文開示のスタート期

プライム市場上場会社においては、東証規則で求められる書類の英文開示を中心に取り組む段階です。

投資判断に与える影響が大きく、速報性が求められる開示情報である決算情報・適時開示情報、また、議決権行使を容易にするための環境整備の観点から求められる招集通知の英文開示に取り組みます。

開示タイミングについては、前述のとおり、「伝えるべき情報」を「タイムリーに発信」することが重要です。速報性が重要な情報については、日本語書類の抜粋・概要を日英同時開示することから始めます。例えば、決算短信については、比較的英訳が容易なサマリーや財務諸表から同時開示を行うことが考えられます。

スタンダード市場及びグロース市場上場会社においては、東証規則上の英文開示の義務はありませんが、プライム市場上場会社に求められている内容を参考としながら、自社に適した形で取り組みましょう。当初から同時開示を行うことが難しい場合には、まずは翌日以降に開示を行うといった対応も考えられます。

第2段階：英文開示の拡充期

海外投資家ニーズの高い書類について日英同時開示を進め、開示範囲を拡大していく段階です。

第1段階で対応した書類について、可能な限り全文での日英同時開示を進めます。全文での日英同時開示が難しい場合の工夫として、一定の期間は、まず日本語書類の抜粋・概要を日英同時開示し、その後に全文を英文開示するという、2段階での開示で対応しながら開示範囲の拡充を進めていく方法もあります。

適時開示資料については、比較的ボリュームが少なく、東証の様式例¹⁵で対応できるもの（定型的部分の多いもの）は全文開示し、ボリュームの多いもの（非定型的部分の多いもの）は抜粋・概要とすることも考えられます。

その他、海外投資家ニーズの高い有価証券報告書などにも対象書類を拡充していきませんが、書類の特性を踏まえ、開示タイミングは翌日以降とすることも考えられます。

第3段階：積極的な英文開示の実践期

日本語と英語で同一の内容の同時開示に取り組む段階です。リアルタイムの投資判断のほか、中長期的な企業分析や議決権行使などにおいて重要と考えられるすべての開示情報について、可能な限り、全文での日英同時開示が望まれます。

近年、非財務情報開示の重要性が高まっており、多くの上場会社が、統合報告書やサステナビリティレポートといった任意の開示書類を作成しています。自社の価値創造ストーリーを海外投資家に発信できる有用な媒体と捉え、戦略的に英文開示を行うことが考えられます。

¹⁵ 英文開示様式例 <https://www.jpx.co.jp/equities/listed-co/disclosure-gate/form/index.html>

図表 11 英文開示実践の3段階（例）

	第1段階 英文開示のスタート期		第2段階 英文開示の拡充期	第3段階 積極的な英文開示の実践期
	プライム市場	スタンダード市場・ グロース市場		
	東証規則で英文開示が求められる書類を中心に組み込む段階	プライム市場で英文開示が求められる書類を参考に組み合わせる段階	日英同時開示を進め、開示範囲を拡大する段階	日本語と英語で同一の内容の同時開示に取り組む段階
決算情報	●決算短信（サマリー・財務諸表／同時開示） ●決算補足説明資料（抜粋・概要／同時開示）	●決算短信（サマリー・財務諸表／翌日開示） ●決算補足説明資料（抜粋・概要／翌日以降開示）	●決算短信（全文／同時開示） ●決算補足説明資料（全文／同時開示）	●決算短信（全文／同時開示） ●決算補足説明資料（全文／同時開示） ●IR説明会書き起こし¹⁶（全文／同時開示）
適時開示情報	●適時開示（抜粋・概要／同時開示）	●適時開示（抜粋・概要 ¹⁷ ／翌日以降開示）	●適時開示（全文／同時開示）	●適時開示（全文／同時開示）
法定開示書類	●招集通知・株主総会資料（招集通知本文・参考書類／翌日以降開示）		●招集通知・株主総会資料（招集通知本文・参考書類／同時開示） ●有価証券報告書（抜粋¹⁸／翌日以降開示）	●招集通知・株主総会資料（全文／同時開示） ●有価証券報告書（全文／同時開示）
その他の書類（ガバナンス・サステナビリティ）	なし		なし	●CG報告書（全文／同時開示） ●統合報告書（全文／同時開示） ●サステナビリティレポート（全文／同時開示）

2-5 プライム市場で日英同時開示が義務付けられる各書類のポイント

ここからは、東証規則に基づき、プライム市場の上場会社において2025年4月1日から日英同時開示が求められる「決算短信」「適時開示資料」「決算補足説明資料」の各書類のポイントをまとめます。

決算短信

決算短信は、情報の性質上、3つに分類することができます。

- 数値中心のサマリー情報・財務諸表（本表）
- 文章中心の定性的情報
- 財務諸表の注記

これらの構成要素ごとに英訳する難易度や留意すべきポイントも異なります。以下に各構成要素の英文版作成にあたっての要点を説明します。

16 決算説明会等のイベントの書き起こし記事（日／英）提供サービスを行う会社もあります。第5章の「イベントトランスクリプト提供サービス」参照

17 重要性が高い書類や英文資料の作成が容易な一部の書類から始めることも考えられます。

18 海外投資家ニーズの高い項目から実施することが考えられます。具体的には、2022年6月13日金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告において言及のあった項目【事業等のリスク】、【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】、【コーポレート・ガバナンスの概要】、【株式の保有状況】、【サステナビリティに関する考え方及び取組】や、英文開示に関する海外投資家アンケート調査結果（2023年8月）P.26「英文開示が必要な記載項目」を参考にすることが考えられます。<https://www.jpx.co.jp/equities/listed-co/disclosure-gate/survey-reports/index.html>

サマリー情報：最初に取り組む構成要素

東証より英文開示様式例¹⁹が公表されています。英文の様式例のハイライト箇所は、上場会社ごとに更新が必要な箇所です。社名・代表者名・問い合わせ先・日付情報の英語表記を事前に社内

で決めておくことで、英文版サマリー情報の作成が可能となっています。なお、主要な経営指標の英文は金融庁 EDINET タクソノミ英文（以下「タクソノミ英文」といいます。）準拠となっています。

図表 12 英文開示様式例（決算短信）

（英文）

Note: This document has been translated from the Japanese original for reference purposes only. In the event of any discrepancy between this translated document and the Japanese original, the original shall prevail.

MM.DD.YYYY

**Consolidated Financial Results
for the Fiscal Year Ended MM.DD.YYYY
(Under Japanese GAAP)**

Company name: XXXXXX Co., Ltd.
Listing: Tokyo Stock Exchange / Nagoya Stock Exchange / Fukuoka Stock Exchange / Sapporo Securities Exchange
Securities code: 0000
URL: http://XXXXXXXXXXXXXXX
Representative: (Name) (Title)
Inquiries: (Name) (Title)
Telephone: +81-00-0000-0000
Scheduled date of annual general meeting of shareholders: MM.DD.YYYY
Scheduled date to commence dividend payments: MM.DD.YYYY
Scheduled date to file annual securities report: MM.DD.YYYY
Preparation of supplementary material on financial results: Yes/None
Holding of financial results briefing: Yes/None (for XXX)

(Yen amounts are rounded down to millions, unless otherwise noted.)

1. Consolidated financial results for the fiscal year ended MM.DD.YYYY (from MM.DD.YYYY to MM.DD.YYYY)

(Percentages indicate year-on-year changes.)

	Net sales		Operating profit		Ordinary profit		Profit attributable to owners of parent	
	Millions of yen	%	Millions of yen	%	Millions of yen	%	Millions of yen	%
Fiscal year ended MM.DD.YYYY								
For the fiscal year ended MM.DD.YYYY								

Note: Comprehensive income For the fiscal year ended MM.DD.YYYY: ¥000,000 million (00.0%)
For the fiscal year ended MM.DD.YYYY: ¥000,000 million (00.0%)

	Basic earnings per share		Diluted earnings per share		Return on equity		Ratio of ordinary profit to total assets		Ratio of operating profit to net sales	
	Yen	%	Yen	%	%	%	%	%	%	
Fiscal year ended MM.DD.YYYY										
For the fiscal year ended MM.DD.YYYY										

Reference: Share of profit (loss) of entities accounted for using equity method
For the fiscal year ended MM.DD.YYYY: ¥000,000 million
For the fiscal year ended MM.DD.YYYY: ¥000,000 million

(2) Consolidated financial position

	Total assets	Net assets	Equity-to-asset ratio	Net assets per share
	Millions of yen	Millions of yen	%	Yen
As of MM.DD.YYYY				
As of MM.DD.YYYY				

Reference: Equity
As of MM.DD.YYYY: ¥000,000 million
As of MM.DD.YYYY: ¥000,000 million

（日本語）

口 通期第1号参考様式（日本基準）（連結）

〃年〃月期 決算短信（日本基準）（連結）

〃年〃月〃日

上場会社名 ○○○○○株式会社 上場取引所 東・名・福・札
コード番号 〃〃〃〃 URL http://
代表者 (役職名) ○○○○○○○○○○○ (氏名) ○〇〇 ○〇〇
問合せ先責任者 (役職名) ○○○○○○○○○○○ (氏名) ○〇〇 ○〇〇 (TEL) 〃〃 (〃〃〃〃) 〃〃〃〃
定時株主総会開催予定日 〃〃年〃月〃日 配当支払開始予定日 〃〃年〃月〃日
有価証券報告書提出予定日 〃〃年〃月〃日
決算補足説明資料作成の有無 : 有・無 (〇〇〇向け)
決算説明会開催の有無 : 有・無 (〇〇〇向け)

(百万円未満切捨て)

1. 〃年〃月期の連結業績 (〃年〃月〃日～〃年〃月〃日)

(1) 連結経営成績 (%表示は対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
〃年〃月期								
〃年〃月期								

(注) 包括利益 〃年〃月期 百万円 (%) 〃年〃月期 百万円 (%)

	1株当たり当期純利益	潜在株式調整後1株当たり当期純利益	自己資本当期純利益率	総資産経常利益率	売上高営業利益率
	円 銭	円 銭	%	%	%
〃年〃月期					
〃年〃月期					

(参考) 持分法投資損益 〃年〃月期 百万円 〃年〃月期 百万円

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
〃年〃月期				
〃年〃月期				

(参考) 自己資本 〃年〃月期 百万円 〃年〃月期 百万円

(3) 連結キャッシュ・フローの状況

	営業活動によるキャッシュ・フロー	投資活動によるキャッシュ・フロー	財務活動によるキャッシュ・フロー	現金及び現金同等物期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
〃年〃月期				
〃年〃月期				

2. 配当の状況

	年間配当金					配当金総額 (合計)	配当性向 (連結)	純資産配当率 (連結)
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	期末	合計			
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	百万円	%	%
〃年〃月期								
〃年〃月期 (予想)								

ここには投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報をご記載ください。

財務諸表（本表）：最初に取り組む構成要素

XBRLの英文ラベル（タクソノミ英文準拠）が設定されています。日本語開示書類の作成支援会社が英文ラベル表示への置き換え機能を提供していることも多く、英文ラベル表示機能を活用することで、英文の作成が可能となっています。

定性的情報：サマリー・財務諸表（本表）の次に取り組む構成要素

定性的情報は各社で記載内容が異なり、英文開示様式例の英訳例を当てはめることができない部分が多いため、翻訳が必要になります。サマリー情報や財務諸表（本表）に比べるとハードルが高

くはなりますが、使う可能性のある文言は前広に訳例の準備をしておくことで効率的に進められる部分もあります。単発的な非定型文言は外部委託を検討することが考えられます。また、前年度分をあらかじめ英文化しておくことも英文作成期間の短縮や作業負荷の低減に役立つ一案となります。

財務諸表注記：サマリー・財務諸表（本表）の次に取り組む構成要素

財務諸表の注記は、財務・会計の知識が必要とされる専門性の高い要素ですが、定型文言は訳例を準備しておくことで効率的な作成が可能となり

¹⁹ 英文開示様式例 <https://www.jpx.co.jp/equities/listed-co/disclosure-gate/form/index.html>

ます。前回の記載内容を踏襲すること多いため、2回目以降は作成期間の短縮が可能です。非定型文言は外部委託を検討することが考えられます。また、初回の作成期間の短縮と作業負荷低減のため、前年度分を事前に英文化しておくことも一案です。

適時開示資料

東証より英文開示様式例²⁰（上場会社の決定事実・発生事実等）が公表されており、主要な適時開示は英文開示様式例をベースに作成することが可能となっています。英文の様式例のハイライト箇所は、上場会社ごとに更新が必要な箇所です。

定型的な適時開示は訳例の準備をしておくことで効率的な作成が可能となります。適時開示の案件発生時に即時対応できるようにしておくため、同様の案件が今後も発生し得る適時開示項目については、過去の適時開示資料をあらかじめ英文化しておくことも一案です。非定型的内容は外部委託を検討することが考えられます。

日本語書類のボリュームが多い場合などで抜粋・概要を英文開示する際は、いつ何を（が）決定／発生したかといった海外投資家が事案の概要を把握するに足りる情報について英語で開示したうえで、詳細は日本語による開示を参照することも考えられます。

図表 13 英文開示様式例（適時開示）

（英文）

(Sample Disclosure Form) Notice Concerning Revisions to Full-Year Results Forecasts

MM DD, YYYY

Company name: XXXXXX Co., Ltd.
Name of representative: (Name), Representative Director and President
(Securities code: 0000: XXXX Market)
Inquiries: (Name), Director and General Manager of Public Relations & IR Department
(Telephone: +81-00-0000-0000)

Notice Concerning Revisions to Full-Year Financial Results Forecasts

XXXXXX Co., Ltd. (the "Company") hereby announces that in light of the most recent operating trends, a decision was passed at the meeting of the Board of Directors held on MM DD, YYYY, to revise the financial results forecasts for the fiscal year ending MM DD, YYYY (MM DD, YYYY through MM DD, YYYY), disclosed with the announcement of the financial results for the six months ended MM DD, YYYY on MM DD last year, as described below.

1. Revisions to consolidated financial results forecasts for the current fiscal year (MM DD, YYYY through MM DD, YYYY)

	Consolidated net sales	Consolidated operating profit	Consolidated ordinary profit	Profit attributable to owners of parent	Consolidated earnings per share (Yen)
Previously announced forecasts (A)					
Revised forecasts (B)					
Change (B-A)					
Change (%)					
(Reference) Actual consolidated results for the previous fiscal year (Fiscal year ended YYYY)					

2. Reason for revision
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

< State other matters necessary for investors to appropriately understand and evaluate the provided information. >

（日本語）

（開示様式例）適期業績予想の修正に関するお知らせ

〇〇年〇〇月〇〇日

各位

会社名 〇〇〇株式会社
代表者名 代表取締役社長 〇〇 〇〇
(コード: 〇〇〇〇、〇〇〇〇市場)
問合せ先 取締役広報・IR部長 〇〇 〇〇
(TEL. 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

適期業績予想の修正に関するお知らせ

当社は、〇〇年〇〇月〇〇日開催の取締役会において、以下のとおり、最近の業績の動向等を踏まえ、昨年〇〇月〇〇日の〇〇年〇〇月期第2四半期決算発表時に開示した〇〇年〇〇月期（〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日）の業績予想を修正することとしましたので、お知らせいたします。

1. 当期の連結業績予想数値の修正（〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日）

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益	1株当たり連結当期純利益
前回発表予想（A）					
今回修正予想（B）					
増減額（B-A）					
増減率（％）					
（参考）前期連結実績（〇〇年〇〇月期）					

2. 修正の理由

<その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項を記載する。>

20 英文開示様式例 <https://www.jpx.co.jp/equities/listed-co/disclosure-gate/form/index.html>

決算補足説明資料

決算補足説明資料は日本語自体が任意書類であり、各社各様の構成となっているため様式化が難しい書類ですが、数値更新中心の定型範囲と、定性的情報が毎期更新される非定型範囲に分類することができ、図表が多いのが特徴です。英文開示を視野に入れた上で、日本語書類において重要な経営数値と概要をまとめたページを作成しておく、段階的な英文開示に対応しやすくなります。つまり、全文での日英同時開示を行うのが難しい

場合の経過措置として、概要をまとめたページのみを英文の「サマリー版」として日本語と同時に開示して、全体版は翌日以降に開示する「2段階開示」ができる資料構成にしておくスタイルです。また、説明会直前まで日本語原文の資料に変更がある場合は、手元で修正・加工しやすいフォーマットにしておくことで、英文化する時間が短縮できます。英文は文字数が増えるため、日本語からのレイアウト変更、図表の作り直しが発生しますので、元のデータを修正しやすいフォーマットにしておくことは大事なポイントです。

2-6 英文開示を進めるための体制・人材・技術・ナレッジの整備

英文開示を進めるためには、社内体制の整備や人材確保、また技術や社内・社外の人レッジを活用するための準備が必要です。また、日英同時開示は、英文作成の時間に限りがありますので、事前準備や実務上の対応事項は、「同時」を意識して進めることが重要です。

日英同時開示は、英文開示を担当する部署だけでなく、会社全体での取り組みが必要となります。ここでは、経営・マネジメント、担当部門・担当者、技術・ナレッジに分けて、整備すべき事項をまとめました（図表 14）。自社の状況に合わせて区分を追加、あるいは段階を細分化することで、着実に整備を進めることができます。

図表 14 英文開示体制整備の一覧

英文開示の 取り組み段階	経営・マネジメント	担当部門・担当者	技術・ナレッジ
英文開示を 始める前の 準備段階	● 英文開示の必要性は認識しているが自社への影響を具体化できているわけではない	● 英文に対応できる人材を探している ● 外部委託先を検討している ● 費用、日程、対応事項の情報収集をしている	● 自社内の英文書類を確認している ● 用語集作成を始めている ● 英文の基本方針を確認している ● 機械翻訳や翻訳支援ツールの活用を検討している
英文開示を 始め、拡充 していく 段階	● 英文開示の必要性和自社への影響を認識している ● 英文開示拡充ロードマップを作成している ● 組織体制の整備を進めている	● 英文に対応できる人材を確保している ● 日本語書類の作成日程の再考、書類ごとの作成プロセス見直しを進めている ● 内部作成とすみ分けつつ外部委託を活用している	● 自社対応できるよう、他社事例や過去事例を集めている ● 用語集や表記ルール、スタイルガイドを整備している ● セキュリティが十分に確保された環境で機械翻訳や翻訳支援ツールを活用している
積極的 に英文開示 を実践してい く段階	● 海外投資家との建設的な対話に取り組んでいる ● 英文開示書類をコミュニケーションツールとして活用している ● 戦略的に英文開示を進めている	● 社内で基本的な英文作成、チェックができる ● 外部委託先の品質評価ができる ● 日英同時開示をルーティン化できている	● 他社事例や過去事例が蓄積されている ● 用語集や表記ルール、スタイルガイドを作成し、品質管理ができている ● 機械翻訳や翻訳支援ツールの特性を理解し、自社の方針に即して効果的に活用している

経営・マネジメント

経営・マネジメントは、英文開示の必要性、目的と方針を明確に理解し、海外投資家との建設的な対話に取り組むことが重要です。また、自社内の方向性を明確にし、中長期的な視点で予算の確保、組織体制の整備、人材採用・育成を計画・実行していくことも役割です。特に、人材育成は期間を要するため、早期に検討する必要があります。

担当部門・担当者

英文開示の担当部門・担当者は、対象書類の選定やスケジュール、予算管理といった全体設計だけでなく、英文開示に必要な翻訳・チェック能力が社内人材で確保できるのか、あるいは外部委託するのかといった実務の設計にも対応する必要があります。また、進行中の英文チェックや進捗管理、外部委託先とのやり取りなどの実務作業も発生します。加えて、開示の基となる情報をまとめている部門への協力要請といった調整も欠かせません。単年度で解決できないことも多いため、経営・マネジメントと連携して、中期的な計画の作成を主導することも大きな役割の一つです。

技術・ナレッジの活用（自社作成 / 外部委託 / 機械翻訳）

上場会社が日英同時開示を行うには、対応できる人材を社内外で確保する必要があります。また、機械翻訳をうまく活用できれば業務の効率化にもつながります。どのような方法をとるかは、経営・マネジメントの方針や社内の人材の状況に鑑みて各社で検討すべき事項ですが、自社作成と外部委託のすみ分けや機械翻訳の活用について、以下のようなやり方も考えられますので、参考にしてください。

自社作成

翻訳範囲が、数値の更新がメインとなる場合や、日本語が定型的内容である場合は、難易度が比

較的低く、自社で作成しやすいです。ナレッジとして過去の事例などを集め、今後使う可能性のある表現についてはあらかじめ訳例を準備しておき、東証の様式例と組み合わせて使うことで英文実務を効率化することが可能です。不安がある場合は、初回は外部に作成を委託し、次回からそのデータをベースに自社で更新する方法もあります。

外部委託

非定型的内容で翻訳が難しいパートなどは、外部委託を検討することが考えられます。

定型的なフォーマットがない開示書類は、日本語と異なるレイアウトで英文を作成することが多く、英文作成段階において体裁調整も必要となるため、自社での対応が難しい場合もあると考えられます。

機械翻訳

主に下訳の作成に活用します。

現時点では機械翻訳は正確性を100%担保することは難しいです。そのため、社内に英語スキルが高い人材がいる場合は、下訳としての英文作成に機械翻訳を活用し、社内でチェック、修正を実施することで翻訳にかかる時間の短縮が可能です。

また、逆翻訳（バックトランスレーション）により訳文の精度をチェックするというテクニックもあります²¹。

ChatGPTなどの生成AIについては、アイデア創出や業務効率化を目的として導入している上場会社は増えつつあるものの、正確性や機能面の安定性などにまだ課題があるため、開示書類での活用は依然検討中の会社が多い状況です。とはいえ、その進化はめざましく、数ヶ月単位で機能を拡張し続けていますので、機能面が安定し、ユーザー側の活用スキルが向上すれば、将来的には英文開示実務においても強力なツールとなるかもしれません。それを見据えて、生成AIの活用に関する情報を収集し、環境整備も検討しておくといいでしょう。

21 第4章 4-5「逆翻訳による事故防止」、コラム2「プロの翻訳者による機械翻訳の活用」参照

2-7 英文開示実務における各種準備・ノウハウ

複数の書類を早期に英文開示していくためには、スケジュールの事前調整をはじめ、さまざまな準備が必要となり、その際、英文開示実務を円滑に進めるためのノウハウがありますので、ご紹介します。

■ スケジュールの策定

開示の案件が生じたら、開示希望日を踏まえ、英文作成のスケジュールを設定します。具体的には以下の要素を考慮しながら日程を作成します。

- 日本語の原稿がどの程度まで進んだら英訳作業を開始するか（例えば、全体の8割程度が固まった時点で開始、分量が多い場合は内容が確定している箇所から段階的に英訳を開始するなど）
- 日本語原稿の修正をどのタイミングで英文に反映するか
- 社内各部署の英文チェック結果のすり合わせや意見とりまとめに必要な時間、日数はどのくらい必要か

これらを開示希望日から逆算し、必要な日数を確保します。これまで日本語書類の開示後に英文を作成していた上場会社は、日本語書類の制作日程も早める必要があります。この際、例えば発生事実に係る開示など急遽対応が必要になる場合においては、英文の同時開示のために日本語の開示自体が遅延することがないように、注意してください（東証規則上、日本語の内容が定まっている場合には直ちに開示する必要があり、上記のような場合は、日本語による開示を優先してよいものとされています）。

■ 用語集の準備

開示書類の英文作成において翻訳以上に時間がかかるのは、固有名詞の調査と書類内・書類間における用語の整合確認です。時間との闘いである日英同時開示業務をスムーズに進めるには、これらの作業の効率化が必要です。全書類共通の用語集を事前に準備し、英文担当者間で共有しておくといでしょう。なお、用語集は一般名詞まで含

めると膨大な数となるため、重要な用語に絞ることもポイントです。以下にあてはまる用語は用語集に入れておくといでしょう。

- 固有名詞（氏名、部署名、役職名、商品名など）
- 業界用語・専門用語・会社独自のフレーズ・スローガン
- 勘定科目（タクソノミ英文準拠であればタクソノミにない独自科目のみ入れておく）

■ 関与者間の認識統一

英文作成業務においては、関与者間の認識統一が不可欠です。特に複数人で英文作成・チェックを行う場合、用語集の事前共有はもちろん、用語集に準拠しない修正は行わないなどの認識合わせが重要です。関与者間で認識のずれがあると、翻訳後の手戻りや修正量が増えることで実務負担が増え、コストと時間がかかる原因になります。日英同時開示を効率よく進めるためには、「やるべきこと」とあわせて「やらないこと」も決めておくことが非常に重要です。

以下については、関与者間で事前にすり合わせしておくといでしょう。

- 英文化の方針（翻訳原稿の修正方針など）
- 日英作成スケジュール
- マスターファイル管理（複数人で作業する場合、管理者を決め「ファイルの先祖返り」を防止）
- 用語集管理（用語の取捨選択、更新作業）

■ 日本語書類作成実務の見直し

日英同時開示を円滑に進めるためには日本語書類の作成実務の見直しも必須です。

日本語原稿確定の早期化

日本語原稿確定の早期化が可能かどうかは、開示書類作成担当者の実務進行や役員の確認が入るタイミングなどによりますが、工夫次第で効率化は可能です。例えば、数値のみが確定しない場合、数値以外の大枠の内容を早めに固めて英文化させておき、数値情報のみを後で反映していく方法もあります。全体にわたって頻繁に日本語原稿に修正が入る場合、翻訳への反映は双方で事前に取り決めておいたタイミングでまとめて行うなど、ハンドリング次第で省力化もできます。

1文は50文字程度におさめる

人による翻訳、機械翻訳のいずれの場合においても、原文が長いと誤訳のリスクが高まります。日本語の原稿はワンセンテンスをなるべく短くし

て、シンプルな文章で作成することが重要です。簡潔な文章は、翻訳やチェック、修正、確認など英文化作業全般における負荷や対応時間の軽減、削減につながります。

主語・述語 / 背景・結論が明確な文章にする

海外投資家は、理解しやすい文章を期待しています。特に、日本語は主語を省くことが多いため、直訳では意味が不明瞭になる場合があります。また、係り方や文意が不明確な文章を原文の意図通り正しく訳すことは難しいため、その後の確認に時間が取られてしまう状況も生じます。日本語の段階から主語・述語 / 背景・結論が明確な文章を作成することで、日英間で齟齬が生じることの回避につながります。

2-8 免責文言の活用

これから英文開示をスタートさせる段階の会社にとっては、心理的なハードルの高さも英文開示をためらう理由の一つになっています。社内にチェック機能がないことや誤訳などによる訴訟リスクも懸念される要因です。英文開示の重要度が増しているとはいえ、十分に対応できる体制がないため英文開示に踏み出せない企業もあります。そうした場合には、免責文言の活用でリスクをヘッジすることによって、ハードルを下げるすることができます。

図表 15 英文資料に記載するディスクレイマーの文例²²

英文資料に記載するディスクレイマーの文例	
日本語資料を原本として、参考訳として英文資料を作成した場合のディスクレイマーの文例は以下のとおりです。 なお、本ページに掲載する英文開示様式例には全文用のディスクレイマーを記載しております。様式をご利用の際は、必要に応じてディスクレイマーを修正してご利用いただけますようお願いいたします。	
全文用	Note : This document has been translated from the Japanese original for reference purposes only. In the event of any discrepancy between this translated document and the Japanese original, the original shall prevail. 注：この書類は、参照目的のために、日本語の原本から翻訳されたものです。この翻訳書類と日本語の原本の間に何らかの齟齬がある場合は、日本語の原本が優先されます。
抜粋用	Note : This document has been translated from a part of the Japanese original for reference purposes only. In the event of any discrepancy between this translated document and the Japanese original, the original shall prevail. 注：この書類は、参照目的のために、日本語の原本の一部を翻訳したものです。この翻訳書類と日本語の原本の間に何らかの齟齬がある場合は、日本語の原本が優先されます。

22 JPX English Disclosure GATE の英文開示様式例の中に、免責文言の文例があります。<https://www.jpx.co.jp/equities/listed-co/disclosure-gate/form/index.html> なお、こちらは一般的な情報を参考として提供しているものであり、法律助言を提供するものではありません。本文例を利用することに関する法的リスクについては弁護士にご相談ください。

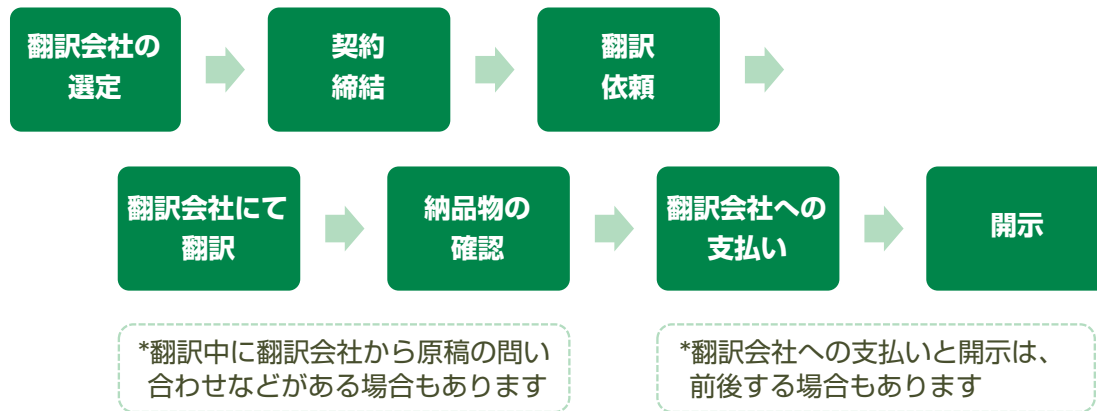
特に、対象の英文開示は参照用に準備していることや、仮に英文と日本語で開示内容に相違がある場合は日本語原文が情報として正しいものであること、英文開示書類には翻訳に伴うエラーが発生する可能性があるため完全な正確性を保証できない、といった内容を明記することは、情報の受け手である海外投資家の注意を喚起する上でも重要です。

また、機械翻訳を使用している場合には、その旨を明示することで機械翻訳特有の誤訳やエラーの可能性を伝えることができます。英文開示がない場合は、海外投資家が自ら機械翻訳を使用して内容の確認を試みるケースもあるようです²³。海外投資家の手間を軽減できるという意味でも、免責文言をつけて英文開示をすることは、価値があるといえます。

上場会社が、限られた時間内で日本語と英文での開示に取り組むことは容易ではありません。はじめからすべての書類を完璧に英文化することを追求するのではなく、自社の状況を考慮して段階的に英文開示の拡充に取り組んでいただければ幸いです。

23 英文開示に関する海外投資家アンケート調査結果（2023年8月） P.15 英文開示が不十分であったことにより、「日本語資料の機械翻訳に時間を消費する」といった支障が生じたことがある旨の回答が見られます。
<https://www.jpx.co.jp/equities/listed-co/disclosure-gate/survey-reports/index.html>

3-1 全体の流れ



(1) 翻訳会社の選定

翻訳を依頼するにあたり、翻訳会社の選定が必要になります。翻訳会社に問い合わせをする際は、翻訳料金、作業日数、情報管理体制などを確認します。

また、過去の実績や開示書類に関する経験値なども参考にします。試訳を実施して品質を確認できる翻訳会社もありますので、事前に相談することも一つの方法です。また、翻訳サービスの国際規格認証²⁴を取得しているか否かを、実際に同規格に基づく翻訳を依頼しない場合でも選定基準に含めても良いでしょう。開示書類について、翻訳だけを請け負う会社の他に、翻訳だけの場合に比し料金が上がる可能性はあるものの日本語版の制作支援から翻訳後のレイアウト修正や組版（文字、図、写真等の配置）までワンストップで対応可能な会社もあります。（日英同時開示を目指す場合の翻訳会社の選定については、3-4「日英同時開示のポイント」その他の留意事項をご覧ください。）

(2) 契約締結

翻訳会社選定後は、契約内容等を確認の上、契

約を締結します。一般的な契約内容のほか、翻訳物の著作権帰属や公開前の開示書類にはインサイダー情報などの機密情報が含まれているため、機密保持に関する内容が盛り込まれていることが重要です。

(3) 翻訳依頼

a 翻訳原稿の準備

翻訳会社に翻訳を依頼するために、原稿は文字認識のできる電子データを準備します。参考資料や仕上がりイメージがあれば、あわせて準備しておきます。

b 見積依頼

開示書類は翻訳会社へ見積を依頼する時点では原稿が未完成のケースも多いため、その場合は、サンプルや昨年の原稿などで見積を依頼します。依頼時に言語・参照資料の有無・希望納期・文体のトーンなどを伝えることが重要です。

c 発注

翻訳会社から提示された翻訳料金や納期、条件などを確認し、問題がなければ正式に翻訳を依頼します。発注はメールで確認するケースが多いので、発注書など所定の書類の取り交わしが必要な

24 翻訳サービスに関する国際規格としては「ISO17100」という認証があります。

品質の高い翻訳サービスに必要な翻訳実務者の力量・資格、プロジェクト管理方法、文書・記録の管理、セキュリティを含む技術的資源等について規定されています。基準を満たすことで、翻訳サービス提供者（TSP：Translation Service Provider）の翻訳プロセスの質が高いことを証明出来ます。（<https://shinsaweb.jsa.or.jp/MS/Service/ISO17100>）

場合は発注時に確認します。

(4) 納品物の確認

依頼した翻訳が納品されたら、翻訳に問題がないかどうかを確認します。特に、海外投資家の投資判断に影響を及ぼす可能性のある決算数値や勘定科目が原稿通りに翻訳されているかを重点的に確認します。

(5) 翻訳会社への支払い

納品物の確認が終わった後は、翻訳会社へ請求書送付を依頼し、定められた期日までに支払いを

行います。原稿の修正による追加翻訳があった場合は、支払金額が変更になるので、確認が必要です。

(6) 開示

日本語版の開示作業と同様に TDnet に登録して開示を行います²⁵。なお、公平な開示の観点等から、開示のタイミングは日英同時が望ましいと考えられています。特に、プライム市場上場会社は、決算情報及び適時開示情報について、2025 年 4 月 1 日から日英同時開示を行うことが東証より義務付けられています。

3-2 契約締結時のポイント

■ 著作権の帰属

翻訳会社又は翻訳者による翻訳物は「二次的著作物」に該当し、原著作物の著作権者は、この翻訳物の利用にあたって、翻訳を行った翻訳会社又は翻訳者が有する翻訳物の著作権と同一の権利を有することが著作権法に定められています。

翻訳の著作物における利用トラブルを防ぐためには、翻訳物に関する著作権の帰属を契約に定める必要があります。事前に翻訳物の著作権の取扱いについて翻訳会社と打ち合わせをし、著作権の帰属先や範囲、使用ルール等を契約に明確に記載することが求められます。

■ 機密保持

公開前の開示書類には、インサイダー情報など機密情報が多く含まれているため、第三者への情報漏洩を防ぐ必要があります。契約締結の際には、機密保持に関する内容が含まれていることを確認します。機密保持に関する条文が契約内容に含まれていない場合には、別途「機密保持契約（NDA：Non-Disclosure Agreement）」を締結することが重要です。

3-3 翻訳依頼時のポイント

■ 翻訳原稿・範囲の確認

翻訳範囲を全文にするか一部分にするかは予算や対象書類の重要度によっても変わってきますが、部分的に翻訳を依頼した場合、翻訳会社はあくまで指定された部分のみを翻訳するので書類全

体の整合性は担保されないおそれがあります。その点、全文が翻訳範囲であれば翻訳会社にて書類内の整合性も確認できますので、重要な用語の表記揺れのリスクが低減されます。部分的に翻訳を

25 第 1 章 1-5 「TDnet による英文開示」 参照

依頼する場合はハイライトを付けたり、コメントを入れるなどして翻訳範囲を明確にしましょう。また、画像やロゴについては翻訳範囲に含めるか否かが分かりにくいいため、事前に明示しておくことで、翻訳会社とのやり取りも減らせます。翻訳範囲を分かりやすく提示することは料金や納期を正確に把握するうえでも重要です。

自社で翻訳し、翻訳会社にチェックを依頼するケースもあります。チェックの単価や納期は翻訳の品質に左右されるため、翻訳会社にサンプルを支給し、その品質をもとに単価や納期の見積を依頼します。原稿と突き合わせて文法ミスや訳漏れをチェックするものから、翻訳だけを見て読みやすい表現かチェックするといったものなど、目的によってチェック内容も変わります。

■ 翻訳方針・参照資料の共有

翻訳にあたり、翻訳会社とは必ず翻訳方針や参照資料を共有しましょう。翻訳の品質を左右する重要なポイントです。参照資料の指定が翻訳開始後になってしまうと、すでに作業を開始してしまっているため、追加費用が発生するほか、納期に影響が出るケースもあります。

参照資料で特に翻訳会社が確認したいのは社内用語集の有無です²⁶。会社の固有名詞や会社独自の表現など、重要な用語は開示書類ごとに揺れないようにする必要があります。事前に翻訳会社に用語集を渡しておくことで、納品後のチェックの際に修正する手間も減らすことができます。また、定期的に用語集をアップデートすることも重要です。

その他の参照資料として挙げられるのが翻訳する書類の過去翻訳（1年ごとの開示書類なら前年）やその他の開示書類になります。例えば、統合報告書であれば、前年の統合報告書を参照しつつ、新規の勘定科目は今年の決算短信、コーポレート・ガバナンスの更新箇所は今年の招集通知を参照するといった形です。具体的に参照してほしい資料

があれば該当箇所と参照先を補足したり、参照資料が複数あれば参照の優先順位を伝えるなどしておくことにより、納品後に認識の齟齬も減らせます。

また過去に翻訳したことのある書類であれば、過去の翻訳の扱い方についての方針を伝えておくことも重要です。たとえば、過去翻訳との整合性を重視し、原稿が前年と同じ箇所は過去翻訳も変更しないでほしいのか、又は過去翻訳はそのまま踏襲せずより優れた翻訳にブラッシュアップしてほしいのかなど、仕上りのイメージを事前に細かく伝えることが重要です。具体的な留意点は以下のとおりです。

- 過去翻訳がない場合（新規に翻訳）
 - ✓ 表現の好み（日本語に忠実な翻訳（直訳調）、英語として自然な表現による翻訳（意訳調）、など）
 - ✓ 納品形態（東証の様式例²⁷に上書き、原稿に上書き、など）
 - ✓ 社内用語集、スタイルガイド、組織図などの有無
 - ✓ その他の参照資料の有無
 - ✓ 複数の参照資料がある場合の優先順位
- 過去翻訳がある場合
 - ✓ 過去翻訳の踏襲の要否
 - ✓ 納品形態（過去翻訳データに上書き、原稿に上書き、など）
 - ✓ 社内用語集、スタイルガイド、組織図などの有無
 - ✓ その他の参照資料の有無
 - ✓ 複数の参照資料がある場合の優先順位

■ スケジュールの提示

2025年4月1日より、プライム市場上場会社は、決算情報及び適時開示情報について日英同時開示を行うことが東証より義務付けられており、同時開示の場合は日本語原稿の制作作業工程に則して慎重に翻訳スケジュールを組む必要があ

²⁶ 第2章 2-7「用語集の準備」参照

²⁷ 英文開示様式例 <https://www.jpx.co.jp/equities/listed-co/disclosure-gate/form/index.html>

ります。日英同時開示に関しては次項にてそのポイントを記載します。

また、翻訳会社が翻訳して終わりではありません。翻訳物を確認する社内での担当者の作業期間の確保や、修正箇所があれば修正を行う期間の確保も必要になります。特に時間のない中で進める作業でもあるため、納品された後の翻訳会社への質問及び追加指示を行う日程や回数については予め共有し、翻訳会社と合意しておくことが重要で

す。書類内容によっては監査法人の確認も必要になります。計画的に翻訳スケジュールを組まなければ、目指していた開示日に間に合わなくなってしまう可能性も少なくありません。

一方で開示書類は、突発的に内容変更をせざるをえないケースがありますが、そうした際でも支障なく進行するために、原稿の制作進行状況を都度翻訳会社と共有し作業枠を確保しておくことが重要です。

3-4 日英同時開示のポイント

■ 翻訳スケジュールの策定

日英同時開示を成功させる鍵はスケジュール策定にあると言えます。日英同時開示の場合は原稿の完成を待ってからの翻訳開始では開示日に間に合わなくなるケースがほとんどとなることから、原稿の制作スケジュールに合わせながら並行して翻訳を進めていく必要があります、より綿密にスケジュールを策定することが求められます。

翻訳を依頼する際に翻訳会社として必要な情報は、ケースバイケースではありますがほぼ共通するものとしては、書類全体の分量（文字数／ページ数）、原稿が翻訳途中で差し替わる場合はそれに伴い訳文の追加・修正が必要な分量、原稿完成日、納品希望日となりますので、これらは事前に整理しておく必要があります。

また依頼のタイミングも重要です。翻訳会社が抱える翻訳者や校閲者の人材にも限りがあるため、直前の発注は希望納期に間に合わなくなる可能性があります。翻訳開始後の日程や翻訳範囲の変更、予定になかった突発の作業依頼なども同様に納期に影響を及ぼす可能性があります。

特に招集通知や通期決算短信の翻訳作業がピークを迎える4月下旬～5月は直前の依頼に対して希望どおりの対応ができない可能性が高くなります。翻訳会社によって受け入れ体制が異なるため何月に依頼すれば良いという線引きは難しいと

ころですが、過去に翻訳したことがなく、初めて翻訳する場合には年明け前から相談を受けているケースも多くあります。必要な情報が固まっていない状況であっても、前広に翻訳会社に相談することが推奨されます。

その他には初回納品後の質問や英文修正依頼についても予め日程を確保しておくことで円滑に進めることができます。質問や英文修正依頼の回数をまとめていただくこともスケジュール策定にとって重要事項となります。

■ 原稿の準備

スケジュールの策定において最も重要な要素は原稿の準備となります。日英同時開示の場合には原稿完成前に翻訳を開始し、その後日本語原稿修正が発生するたびに最初の原稿との差分を取りながら訳文の追加・修正を行います。翻訳の品質と作業期間はトレードオフの関係にあり、納品までの時間が短いほど訳文の品質にもマイナスの影響を与えることになるため、出来るだけ翻訳開始までに原稿の内容が確定していた方が、余裕をもって翻訳を進めることができ、希望どおりの品質に仕上げることができます。具体的には8割～9割程度完成していれば効率良く作業が進められ、費用も抑えられます。実際に早い段階で翻訳を開

始できたとしても、その後 5 割以上日本語修正が入るといったケースでは結果として納期に遅れが生じる場合もあります。当初の想定を超える大幅な日本語修正も納期や品質への影響が及ぶことが多いので気を付けるべきポイントとなります。

原稿の形式や状態としては以下の点に留意が必要です。

- ①テキストデータの取れる原稿（Microsoft Word または PPT が推奨）
- ②手書きの修正や指示は判読が難しいため避ける

①についてはテキストデータが取れないと原稿の加工が必要になることがあり、その分作業時間が嵩むこととなります。こうした理由から Microsoft Word または PPT のフォーマットが推奨されます。②については修正や指示内容が読み取れなかったり、見落とされたりする可能性もありこれらも作業時間の増大につながり、タイトなスケジュール進行が求められる日英同時開示には適さないとと言えます。

その他には、社内で定めている固有名詞等の用語集があればそれを支給することで翻訳者の調査

にかかる時間削減につながります。

その他の留意事項

前項で述べた通り、日英同時開示を目指す場合には、日本語原稿の完成前に翻訳を開始し、その後差分を取りながらの作業がほとんどのケースとなることから、先ずはこのスタイルに翻訳会社が対応可能であることが要求されます。翻訳会社によっては、日本語原稿の制作支援と翻訳をワンストップで扱っているところもあり、日本語原稿の作成進行と緊密に連携して効率的に翻訳作業を進められるでしょう。

その他にも、前述した初回納品後の質問や英文修正依頼について、一定回数までは無料で対応しているところもあれば、回数に応じた料金設定を設けているところもあり、翻訳会社ごとに対応が様々なことから、事前に確認が必要な事項となります。

以上から、日英同時開示を目指す場合は、希望する翻訳品質が担保され、かつスケジュールの柔軟性が高い翻訳会社が適していると言えるでしょう。

3-5 機密情報を含む原稿の翻訳依頼

機密保持契約(NDA)の締結

インサイダー情報など機密情報を含む開示書類の翻訳を翻訳会社に依頼する場合には、情報セキュリティ確保の観点から NDA の締結が非常に重要となります。

翻訳会社に見積依頼をする際には、翻訳原稿を提供するケースがあるため、見積段階でも情報漏洩のリスクが存在します。このため、NDA は翻訳会社へ見積を依頼する前に締結しておくことを推奨します。

契約は個々の翻訳依頼ごとに締結するケースと、発注会社と翻訳会社の間での全ての翻訳依頼に対する包括契約を締結するケースがあります。

決算短信や招集通知など、定期的に依頼が発生する開示書類の翻訳においては、後者の包括契約を締結するケースが一般的となっています。

また NDA を締結した上での二重の情報漏洩防止対策として、社名をダミーの社名に書き換えた翻訳原稿を用意する対策が取られるケースがあります。同様に、代表者名、所在地、電話番号、及び証券コード等の社名が特定できてしまうような情報、並びに金額等についても、翻訳原稿上で伏せ字やブランクとした上で見積又は翻訳を依頼する対策が取られるケースもあります。

情報セキュリティ体制

翻訳会社の情報セキュリティ体制を確認することも重要となります。翻訳依頼時に翻訳会社に提供する日本語原稿は開示前情報であり、インサイダー情報などの機密情報が含まれます。情報漏洩防止の観点から以下の点を確認することが推奨されます。

- 原稿(データ)の受け渡しを行う方法とセキュリティへの取組み
- 翻訳会社内のデータ取り扱い体制
- 翻訳会社の外部委託先におけるデータ取り扱い管理体制
- ISMS 認証 (ISO/IEC27001)

複数パターンの原稿の翻訳依頼

開示書類の翻訳では、開示予定日が決定していることが多いため、翻訳に充てられる期間が限定されるケースが多くあります。このため翻訳を依頼する時点で未確定事項がある場合、その確定を待ってから翻訳を依頼したのでは開示予定日に間に合わないというケースも想定されます。

このため、未確定で変動が予想される部分について、想定される複数パターンの原稿を準備し、同時に並行して翻訳を依頼する方法が用いられるケースがあります。この場合は、原稿が最終確定した段階で、複数パターンの翻訳から同確定結果に一致するものを開示します。

このような方法が用いられる事例としては、資金調達において売出株式数の変動が見込まれる場合、公開買付時において応募状況により結果が変わる場合などがあります。

3-6 納品物の確認ポイント

開示書類の誤りを防ぐため、納品物は必ず内容を確認しましょう。

数値の正確性

開示書類において、投資家が最も重要視する部分です。主な確認ポイントは以下のとおりです。

- 数値
- マイナス表記（原稿でのマイナスの数値が翻訳でもマイナス表記となっているか。カッコ表記が一般的ですが、増減は＋－の場合もあります。）
- 単位表記
 - ① ￥ か yen か（例：56 円 → ￥56 か 56 yen か）
 - ② thousand/million/billion（例：5,600 千円 → 5,600 thousand yen か 5.6 million yen か）

※億円は billion 単位に変換するのが一般的です。（56 億円 → 5.6 billion yen）

※上記①②の確認は、時間的制約がある等スピードを最優先とする場合には優先度を下げる選択も考えられます。

- ③ パーセント数値の変動は、XX percentage points で表現します（(50% から 70% に）20%増加 → increased by 20 percentage points）
- 期間表記
 - ① 累計期間 VS 会計期間（例：nine months ended December 31, 2023 VS third quarter of the fiscal year ended March 31, 2024）
 - ② 期間表記 VS 期末表記（例：For the fiscal year ended March 31, 2024 VS As of March 31, 2024）

- 増減表記(キャッシュフロー関連の説明文「営業キャッシュフローがXX円増加しました」の翻訳においては、流入・流出どちらが増減したかに注意 [例: cash flows provided by operating activities increased by XX million yen VS cash flows used in operating activities increased by XX million yen])
- 原稿は前年から変更ないが翻訳は更新が必要な数値(「当年度」「前年度」)

勘定科目、その他用語の正確性・統一性

数値に次いで、勘定科目も投資判断に影響があるため、固有名詞の中でも重要度が高くなります。金融庁のEDINETタクソノミ²⁸を利用する会社が多いですが、EDINETタクソノミの利用は必須ではなく、各社の判断に委ねられています。主な確認ポイントは以下のとおりです。

- 翻訳の参照先との合致
- 勘定科目における利益・損失の確認(「XX

利益」か「XX利益(損失)」か「XX損失」か)

- 勘定科目間の単語統一(「関連会社」 associate/affiliate、「株式」 stock/share 等)

固有名詞の中でも大切と考えられるものは以下のとおりです。

- 会社名、氏名、組織名、役職名
- 標語、セグメント名、商品名

※上記統一の確認は、時間的制約がある等スピードを最優先とする場合には優先度を下げる選択も考えられます。

誤訳・訳抜け

原稿にある内容が翻訳されていない、又は原稿で意図した内容通りに翻訳されていない場合、投資家の判断に影響を与える可能性があります。

最終確認

最後にレイアウトなどを含め全体的に確認します。

28 EDINETタクソノミの概要、関連サイトへのリンクについては、こちらのURLをご参照ください。
<https://www.jpx.co.jp/equities/listed-co/disclosure-gate/term/index.html>

4-1 生成 AI でなく機械翻訳の説明をします

テレビ、新聞、インターネットを日々賑わせている生成 AI について先ず考えてみましょう。生成 AI は、説明文や用語集の作成、文章のスタイル調整、長文の要約、会話的なアイデア出し、等々様々なことが出来ます。そして本章のテーマである翻訳も出来るので「生成 AI を使えば良い」と思えます。

様々なことが出来るのは便利に思えますが、言い換えると、生成 AI は、機械翻訳のように、翻訳に特化して開発されたサービスではありません。同じ入力をしていても違う訳が出力されることもあり、また、現在普及している翻訳技術に比べて

二桁大きな量の計算をしていますので、場合によっては、翻訳精度や処理速度の面で物足りなさを感じる方もいらっしゃるかもしれません。計算量が多いことから、海外にある強力なサーバを用いている生成 AI サービスも多いようです（後で述べる機密保持の観点から、自社のポリシーに沿うものか確認してください）。

生成 AI はまだ使い方が確立されていないところもありますので、現時点で論ずるには時期尚早と考え、本稿では、こなれたツールである機械翻訳について説明します。

4-2 機械翻訳の基礎知識

■ 身近にある機械翻訳とその評判

自分で日本語を英語にすることを考えると分かるように翻訳はかなり大変で人間がなせる知的作業の代表例の一つです。その人間の知的作業を（人間でなく）コンピュータ即ち機械がするので「機械翻訳」と呼びます。機械翻訳が三四半世紀にわたる研究の成果で非常に高精度になりました。とはいえ、以下に示すように千差万別のイメージがあり、社会の受容の状況は混沌としています。

- 外国語のメールや WEB ページをコピーすれば日本語にさっと変換出来てすらすら読めるので、とても役に立つ。
- スマホの翻訳アプリや 100g もない名刺サイズの専用機はお薦めである。外国語を知らなくても自分の希望が伝えられて、充実した海外旅行が可能になる。また、写真を翻訳してくれる機能はとても便利である。
- 一方で、英語のできる人に聞くと「イマイチ」と言われがちである。
- 翻訳会社に聞くと、「誤訳するので危険だ」と言われることがある。

- 管理部門は「誤訳の責任は誰がどうやってとるか」と厳しく問うことが多い。

相反する意見があって、IR の翻訳に使えるか使えないか、分からないという人が多いのではないだろうか。

■ 機械翻訳の翻訳精度は人間翻訳に近づきつつある

かつて機械翻訳は人間翻訳に遥かに及ばず有用でないとされていました。技術が未熟で誤訳が酷かった過去があり、そのような負のイメージは固定されがちです。近年、AI によって機械翻訳は目覚ましく高精度化し、今や、多くの日本人の英語力を上回り、日本人を支援する水準になりました。実際、既に、特許の調査や出願の際には 1 件当たり A4 数十ページに及ぶ明細書の翻訳に活用されていますし、頻繁に改正される海外の自動車規制への迅速な対応のために規制の翻訳に活用されていますし、大きな製薬会社では薬事承認のために年間 1 万ページに達する文書の翻訳に活用

していますし、数ページから数十ページに及ぶ科学技術論文の執筆に機械翻訳を利用している日本人研究者も多いなど、多くの分野で機械翻訳は日本人を手助けするツールとして日常的に利用されています。

世界の中で日本人の英語力が見劣りするのが否定できず様々な局面で日本の国際化の足枷となってきましたが、高精度になった機械翻訳が日本の国際化に貢献できるようになってきました。

海外投資家向けの IR 活動においても英文作成の負担は大きいはず。本章では、機械翻訳がこの負担を削減することを説明します。

機械翻訳の選択が正当化される背景

英語で発信する開示書類の範囲を拡大する、あるいは、日本語と英語を同時に発信することを目

指す場合について考えましょう。上場会社の株主総会や決算発表が集中することから、翻訳の仕事も一定期間に集中するという特質があり、潤沢な資金があっても、プロの翻訳者の人数に限りがあることが障害になります。予算が少ない場合は特に、機械翻訳の活用が有力な解となります。

機械翻訳を上手く活用すれば、図表 16 に示した機械翻訳の長所も活かれます。本章では機械翻訳が既に期待に応え得る翻訳精度になっていることと利用のコツを説明します。

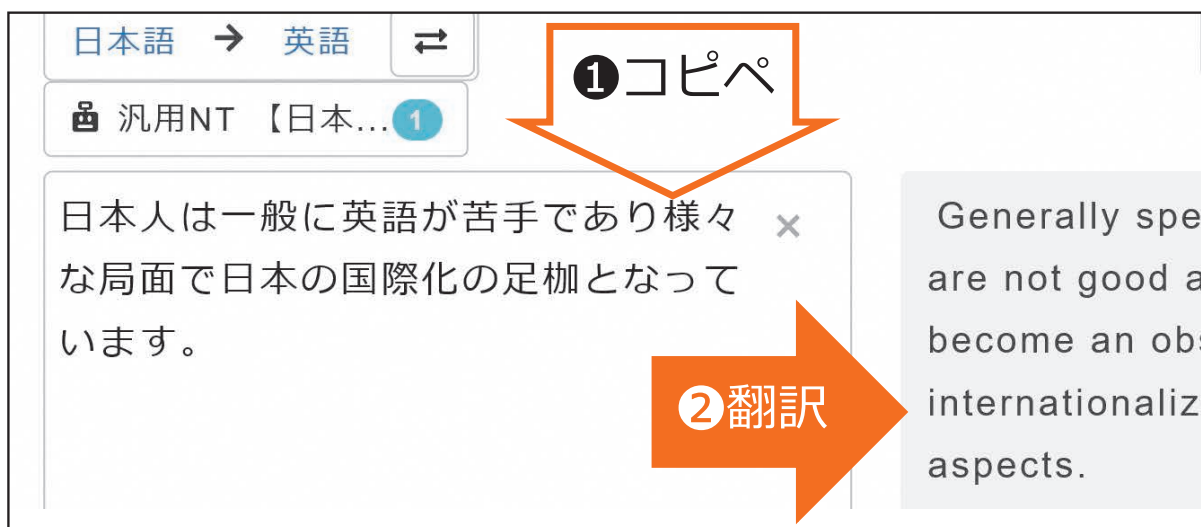
どの機械翻訳サービスでも、WEB 翻訳で広まった、原文をコピーして翻訳する方法（図表 17）、WORD の中から翻訳サービスを呼ぶ方法（図表 18）、ファイルを丸ごと翻訳する方法等、様々な方法で使えます²⁹。

図表 16 機械翻訳の長所

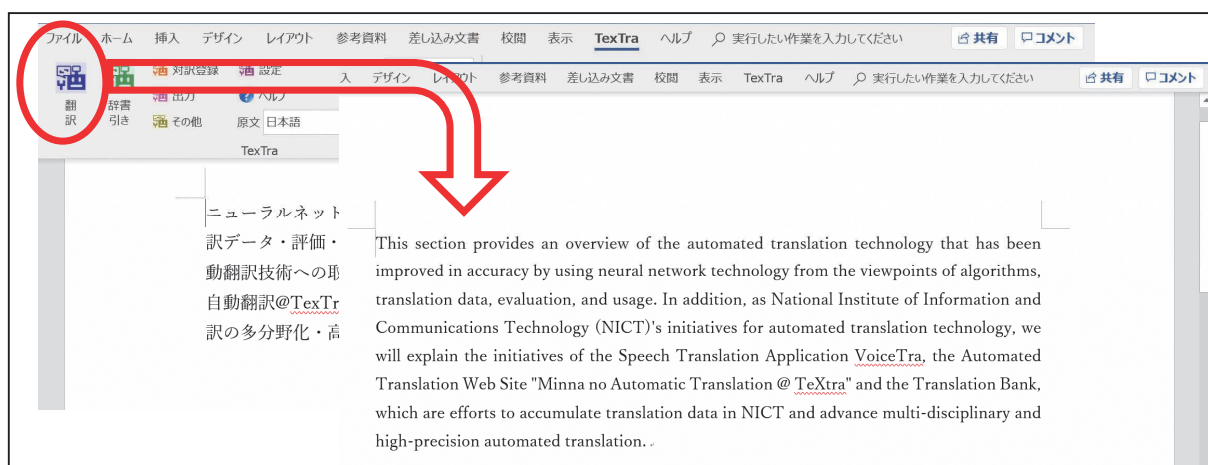
長所	意義
翻訳時間は人間とは比較にならないほど 速い	原文ができると 速やかに 訳文を取得できる。大量の翻訳に向いている。使う側の時短・働き方改革につながる。
24 時間 365 日 無停止 でいつでも利用できる	夜や休日 に発生する案件に使えて便利。
(覚えたら忘れないので) 専門用語に強い	専門用語を 都度教えなくて済む 。

29 PDF を直接翻訳する方法はレイアウトが崩れるのでお薦めではありません。PDF は DX(デジタルトランスフォーメーション)に適さないことから利用が減り PDF を翻訳するニーズも減っていく可能性があります。他方で、AI を使った OCR 技術で PDF 翻訳のレイアウト崩れが解消されつつもあります。従って、この問題自体が深刻ではなくなるでしょう。

図表 17 コピペして翻訳する方法



図表 18 WORD から機械翻訳を呼ぶ方法



4-3 機械翻訳の最新知識

機械翻訳の能力は TOEIC 900 点

2022 年の TOEIC の国別平均スコアの最高はドイツの 823 点でアジアの最高はフィリピンの 749 点です。日本は 561 点で 29 位、と低迷が続いています³⁰。

さて、機械翻訳の TOEIC スコアを測りましょ

う³¹。日本語の文を N 文用意します。TOEIC スコアが既知の人間 M 人と機械翻訳がその日本語文を英訳します。各人間と機械翻訳で英訳された 2 文からなる対をプロの翻訳者が比較し、行司のように機械翻訳のほうが良い (「○」) か機械翻訳のほうが良くない (「●」) か判定します。全 N 文

30 スコアも順位も年により若干変動します。

TOEIC 国別平均スコア <https://www.iibc-global.org/iibc/press/2023/p222.html>

31 菅谷 史昭他、音声翻訳システムと人間との比較による音声翻訳能力評価手法の提案と比較実験、電子情報通信学会論文 D、Vol.J84D2、No.11、pp.2362-2370

で人間と機械翻訳が対決していきます。星取表(図表 19) を作ると、TOEIC スコアが低い人間に対しては機械翻訳が勝ち越し、TOEIC スコアが高い人間に対しては機械翻訳が負け越します。

人間に機械翻訳が勝った勝率を縦軸に TOEIC スコアを横軸にして、勝率と TOEIC スコアの対をプロットして、プロットされた関係を近似する直線を求め、この直線上の機械の勝率 0.5 の点から下方に伸ばした線と横軸が交わるころのスコアが機械翻訳のスコアとなります。なんと 900 点です。これは相当高く、いろいろな仕事

に的確に対応できる英語力といえます。

このスコアを持つ日本人は多くありません。平均 561 点の普通の日本人社員が機械翻訳を活用すれば 900 点相当までアップグレード出来るわけです。IR を専門とするプロの翻訳者には太刀打ちできるわけではないものの、日本企業が 900 点の機械翻訳を活用するのは理にかなっています。教育で社員を 900 点にするための時間と費用などのコストや教育の失敗というリスクを考えれば、有望な選択肢の一つといえるでしょう。

図表 19 星取表

文\人間	1	2	3	4
1	○	●	○	●
2	○	○	○	●
3	●	●	○	●
4	●	○	○	●
5	●	○	●	●
機械の勝率	2/5	3/5	4/5	0/5

汎用と専用 ～ 2 つの機械翻訳間の差～

現在の機械翻訳は翻訳データ（原文と訳文の対の集積）から AI の深層学習で翻訳データを模擬するニューラルネットを作成する仕組みになっていまして、AI 翻訳と呼ぶことにします。昨今 AI のアルゴリズムの改良は世界中の研究者の競争と共創で目まぐるしく変化し進歩しています。

一方でアルゴリズムの改良以外に翻訳データを増やすことで AI 翻訳は精度を向上できます。

GAFA 等の他の機械翻訳の研究開発組織と異なり国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）では、総務省と協力して高精度な AI 翻訳を多分

野化するために、NICT を翻訳文書の公的集積所とする活動（翻訳バンク³²と呼んでいます）を実施しています。

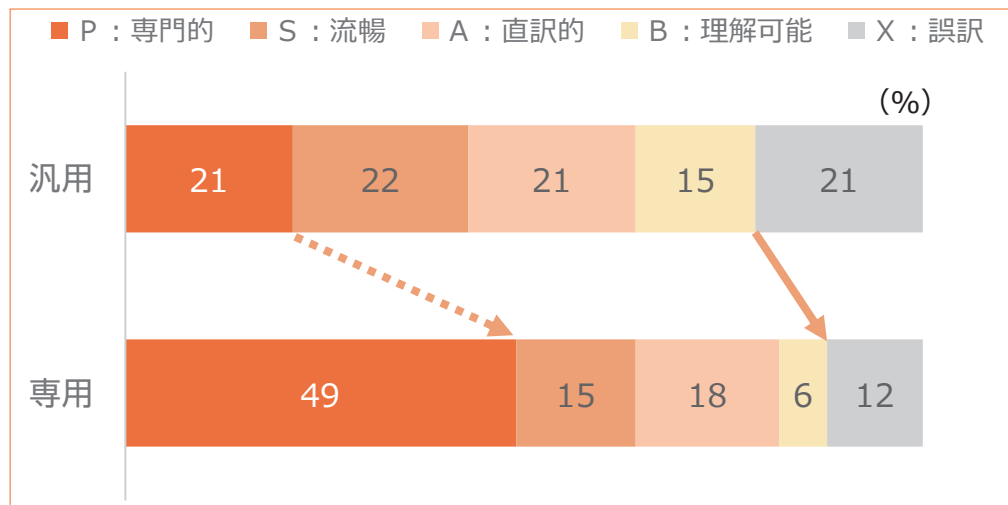
例えば、金融庁の率先垂範の下、金融関係の複数の業界団体から大量の翻訳文書を翻訳バンクに集め、この翻訳文書を学習に適した形に変換し生成し得た高品質の日英対訳の文（約 8 万文）を深層学習に用いて金融分野向けの AI 翻訳を開発しました³³。

金融分野の評価用に用意した日本語 100 文に対する AI 翻訳の訳文の翻訳品質を、翻訳者が文毎に 5 段階評価しました（図表 20）。

32 翻訳バンク <https://h-bank.nict.go.jp/>

33 「自動翻訳エンジンの金融専用モデル構築に関する委託研究」2022 年 3 月
<https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20220311/20220311.pdf>

図表 20 汎用から専用への改善



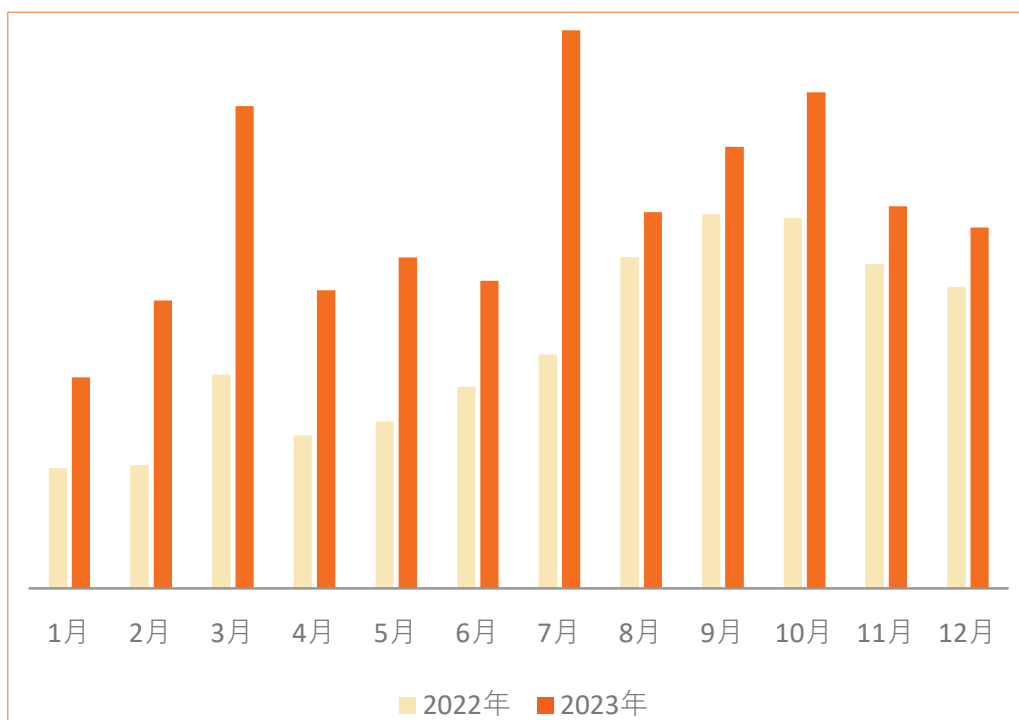
誤訳（最下位の X レベル）は汎用から半減しました。レベル B から P まで「通じる」ので、その観点の翻訳精度では 79% から 88% まで金融分野向けの AI 翻訳が改善したことになります。また、金融専門翻訳者に匹敵する最上位品質の訳文が全訳文の 5 割弱を占めています。従来の汎用機械翻訳では最上位品質の訳文の割合は、約 2 割でしたので大きな改善です³⁴。

有用性の傍証として実際の翻訳された量を測っ

てみました。図表 21 は、金融庁における、金融分野向け AI 翻訳の利用データで、2022 年と 2023 年の翻訳量の月別の比較です。全ての月で例外なく翻訳量が増えていることがわかります。

ここで説明したように汎用システムと専用システムとの翻訳精度の差は大きいです。翻訳精度が高ければ、修正の作業コストは小さくなります。

図表 21 金融専用の利用増（翻訳量）



34 NICT では、この金融分野に特化した高精度機械翻訳を 2022 年 3 月にライセンスを開始しました。トッパン、川村インターナショナル、CMC エクスマニコム、マインドワードなど各社から利用可能になっています。

4-4 機械翻訳導入時の留意点

読者目線での翻訳品質の設定

早く読みたいという要請と正確な訳文を読みたいという要請は背反します。

訳文の品質に対する提供側の基準と読者側の基準に乖離があることも多いです。読者側は多少訳質が悪くても、訳文の提供タイミングが遅れないことを好む場合もあることが分かってきました。逆に、提供側は遅延しても訳質を譲れないと考える傾向があり、ここに品質に関する価値観のギャップがあります。

遅延なく訳質もよいのが理想ですが、翻訳にかける予算やプロの翻訳者のキャパシティといった制約から理想の追求が不可能となり、結果としてIRの開示書類の一部のみが同時配信される現実となっています。

最初に決定すべきは開示書類の英文の目標レベルです。機械翻訳のレベルで済ませることが出来るのか、より高いレベルを追求すべきか？

ここで視点を少し変えてみましょう。農産品は厳しい規格で検査を通過したものだけが流通しており、これまで歪なキュウリは廃棄されていましたが最近「訳ありキュウリ」として流通し始めました。キュウリの調理方法には形が無関係なものも多いので味が同じで安ければ消費者は買います。全数翻訳を目指すなら、翻訳では原文に盛り込まれた内容が読者に伝わるのが第一義的に重要であり、読者が望んでいないことは過剰品質ということになります。品質はPでなくても良い、Sで十分、場合によってはBでも良いかもしれません。

設定した品質レベルによっては、機械翻訳の活用が有望な選択肢となり、4-5 で述べること等を駆使しながら、X（誤訳）を効率的になくすることが重要になってきます。

上場会社自身で確認するのか、それとも、外注するのもポイントです。

機械翻訳選択

現在、広く利用可能なサービスは、Google 社、DeepL 社、ロゼッタ社、NICT 開発のエンジンに基づく国内の各社³⁵等から提供されています。機械翻訳の種類は多いのでしっかり選ばないとなりません。UI、言語数、処理速度、料金等、機械翻訳サービスを選ぶために考慮すべき観点は多岐にわたります。有名なら良いのか、言語数が多ければ良いのか（IR ならば基本的には日英だけで十分でしょう）、UI が良ければよいのか。必ずしもそうではありません。

翻訳精度は、英文の修正作業の効率に大きく影響しますが、機械翻訳サービス間で分野に依存して差が大きいので重要なポイントになります。自社の文書のスタイル・用語や翻訳ニーズに合ったものを探すステップを踏むべきでしょう。

機密漏洩の回避

ここでは、地味ですが重要な観点、機密保持について説明します。企業の機密情報が漏洩するリスクがあることから、オンラインの検索・翻訳に類するインターネット上のツールの業務利用を禁止している企業もあります（厳格な企業は業務用のパソコンはインターネットに接続できないようにしています）。このように WEB 翻訳をセキュリティの観点から禁止している組織は高精度機械翻訳を利用する別の手段を必要としていて、オンプレミス実装可能な高精度機械翻訳のニーズは大きいところです。実際、電機会社、自動車会社、証券会社、保険会社など民間組織、及び、警察庁、特許庁など中央官庁等、情報管理に厳しい組織で

35 NICT の多言語翻訳技術を活用した民間企業の製品・サービス事例
https://gcp.nict.go.jp/news/products_and_services_GCP.pdf

オンプレミスのエンジンが採用されています。ここまで厳密でなくても機械翻訳のサーバが国内に置かれていることを求める企業は多く、複数のベ

ンダーがこのニーズに応えるサービスを提供しています。

4-5 機械翻訳を上手く利用するコツ

■ 逆翻訳による事故防止

機械翻訳技術は高精度化を達成したのですが、誤訳がゼロになったわけではなく、現在のところ訳が正しいか誤っているか判定する機能も持ち合わせていません。また、機械翻訳サービスには、あらかじめ免責事項として誤訳の可能性が明記されています。

機械翻訳が不用意に（その限界とその免責を理解されず）利用され、結果としてマスコミで非難されることが時々あります。例えば、「高塚川周辺に避難勧告が出ました」という文が機械翻訳で「高塚川の辺りに避難してください」という意味のポルトガル語に訳され、自治体が住民に広く配信してしまったことがありました。

誤訳を減らすために、誤訳対策を身に付けておくことが必要です。また、読者に向けて誤訳については免責を明記することも重要です³⁶。

原文と、翻訳結果を逆方向に（すなわち、原文

の言語に）翻訳して得られる文（逆翻訳と呼ぶ）を比較します。機械翻訳の利用者は原文（と逆翻訳）が理解できるはずなので、原文と逆翻訳の内容が同義かどうか判断できます。先のポルトガル語の誤訳の場合、図表 22 をみてください。機械翻訳 1（逆翻訳）の場合は、訳文は分からなくても、当該訳文はほぼ誤訳と推測できます。機械翻訳 2（逆翻訳）だと、入力とほぼ同義であり、このようなケースでは翻訳文はほぼ正しいと推測できます。

この方法は、短い文に対して有効であって、長い文では役に立たないと思われるかもしれませんが。実際には、現在の機械翻訳の翻訳精度は非常に高いので、例えば、本章に出てくる程度の文（約 30 単語 / 文）であれば、逆翻訳と原文とで文意の差はあまり出ません。言い換えますと、逆翻訳が有効であるという例証になっているでしょう。

図表 22 誤訳・正訳の逆翻訳

入力文	高塚川周辺に避難勧告が出ました
機械翻訳 1（誤訳）	Por favor, evacue ao redor do rio Takatsuka.
機械翻訳 1（逆翻訳）	高塚川の辺りに避難してください。
機械翻訳 2（正訳）	Foi emitida uma recomendação de evacuação para os arredores do rio Takatsuka.
機械翻訳 2（逆翻訳）	高塚川周辺に避難勧告が発令されました。

36 第 2 章 2-8「免責文言の活用」参照

誤訳防止のための曖昧性解消

翻訳するのが人間でも機械でも誤訳の主たる原因は、原文の曖昧性です。人間の翻訳者は文意が曖昧であることに気づけばそのままでは翻訳は出来ないで原文作成者に確認するか自らの専門知識で判断することになり、気づかなければ誤訳する確率が高くなります。機械翻訳の場合は入力 of 曖昧性をそのままに翻訳するので誤訳の確率が高くなります。

原文が長いと曖昧性が爆発的に増えますので誤訳しがちです。逆に極端に短いと情報が足りなくて誤訳が多くなります³⁷。また、日本語では主語が省略されることが多い一方、英語では基本的に主語無しで文が成立しませんので、主語推定の誤りが誤訳に直結します³⁸。曖昧性をなくすように原文を修正することを翻訳の前処理と呼びます³⁹。原文作成者は意識していないのですが、誤訳の原因は原文に帰することが多いのです⁴⁰。逆に原文の曖昧性をなくせば、人間も機械も正訳を出す確率が上がります。ここはポイントで、

曖昧でない原文作成は人間翻訳の場合でも機械翻訳の場合でも効果的です。英文開示のための基本と言えるでしょう。日本人向けだと済んでいたことが海外向けには済まないということになります。

原著者が機械翻訳を使って翻訳者を兼ねる

さらには、通常行われている原文作成と翻訳の分業体制ではなくて、著者が機械翻訳を使うことによって、「翻訳者に依頼せず著者が自分で翻訳する」という、著者のみで完結する新しい翻訳枠組みが可能になります。著者であれば、長い文を短くしたり省略されている主語を補ったり等で意味が同じ別の文に直して再度機械翻訳にかけることが簡単にできます。これを満足が行くまで繰り返す。「満足が行く」という判定には逆翻訳が役立ちます。

4-6 まとめと本稿を超える有用な情報⁴¹

機械翻訳が AI で TOEIC900 点に相当する精度となり特有の長所もあり既に多くの分野で活用されています。IR でも同様に機械翻訳を活用することが出来ます。また、本稿でご紹介した金融分野向けの機械翻訳の事例において、翻訳精度の向上が確認できたことから、この分野での機械翻訳の活用は更なる進展が期待されます。導入失敗

の防止や運用時の逆翻訳や曖昧性解消の重要性も説明しました。

アジア太平洋機械翻訳協会（AAMT）によって機械翻訳で失敗しないための手引きとして、MT ユーザーガイド⁴²が纏められ、自由にダウンロードできる形で公開されていますので、是非ご一読ください。MT ユーザーガイドは、本章で

37 同時通訳は文より短い単位で翻訳するので逐次通訳より誤訳が増えることから分かります。

38 受動態にする方法もありますが、受動態を多用すると読みにくくなります。

39 翻訳の前処理に関する参考資料として、以下の4つが挙げられます（何れも具体的な指針を示しておりますが、共通点も多いので気に入った1冊を読めばよいでしょう）。

①自動翻訳大全、坂西 優、山田 優、②理工系のAI英作文術、西山 聖久、③特許ライティングマニュアル、
<https://tech-jpn.jp/tokkyo-writing-manual/>、一般財団法人日本特許情報機構、④新・日本語練習帳、井上多恵子

40 勿論、曖昧でない原文を誤訳することも皆無ではありません。

41 今回ご紹介したことのほか、用語集を機械翻訳に入力することで、表現の揺れをなくしたり正しい訳文がより出力されやすくなるといったこともあります。

42 MT ユーザーガイド <https://www.aamt.info/act/MTuserguide>

はご説明できなかったこと、①技術の知識、②翻訳品質の知識、③翻訳制作プロセスの知識、④法的知識、が分かりやすく説明されています。

開示から投資家との面談に繋がれば通訳が必要になります。通訳の自動化の研究・開発が順調に進み⁴³、既に商品化もされました⁴⁴。活用をご検討ください。

43 「グローバルコミュニケーション計画 2025～多言語翻訳技術の高度化と社会実装の更なる進展へ～」2020年3月
https://www.soumu.go.jp/main_content/000678485.pdf

44 TOPPAN、会議用自動同時通訳サービスの提供を開始
https://www.holdings.toppan.com/ja/news/2024/06/newsrelease240603_1.html

コラム1 機械翻訳の先行的活用事例の紹介

国立研究開発法人情報通信研究機構 隅田英一郎

IRの開示書類においては、誤訳があった場合、投資者が誤った情報をもとに投資判断を行うこととなり、その内容によっては重大な影響を及ぼしかねないため、誤訳をなくすべく人間によるチェックと修正は行ったほうが良いでしょう。他方で、専門性の高い書類を大量に翻訳したい場合などは、正確性をチェックするだけでも相当な期間を要し、即時性が著しく犠牲にならざるを得ないことがあります。そうした場合に、正確性と即時性の落としどころをどこにすべきか、読者側の真のニーズを考えた結果、誤訳のリスクを受け入れて即時性を満たすという判断をし、機械翻訳を活用している事例もあります。IRの開示書類については、正確性と即時性の両方のニーズが高いものが多く、そのまま適用できるやり方ではありませんが、機械翻訳の先行的活用事例として、参考までにご紹介します。

(1) IT 会社の事例～全技術情報とその AI 翻訳結果を同時公開～

最近の IT 業界における事例を見てみましょう。IT 業界では製品とその技術情報の更新が頻繁におこなわれますが、製品と多言語での技術情報の提供に時差が出ますと顧客にとって不便になることから、提供速度の重要性が増しています。

一例として NetApp 社（米国）の事例を取り上げます⁴⁵。同社は、現在、AI 翻訳を活用した日本語版製品マニュアル、オリジナルの英語版製品マニュアルを出荷と同時に提供しています。昨今 AI 翻訳も高精度化しているとはいえ誤訳が皆無ではないので、人間によるチェックと修正が不可欠と通常は考えられています。NetApp 社でも以前は、この人手の介在のために日本語版マニュアルが製品投入から一定期間遅れていました。この遅延に対して日本の顧客の不満が蓄積していました。

そこで、同社は翻訳品質を犠牲にしても速度を優先する選択をして、AI 翻訳に手を加えず提供したところ、心配していた翻訳品質に対するクレームは全然なく、逆に顧客は同社の選択に大変好意的であったとのことでした。そして、NetApp は、日経コンピュータ顧客満足度調査（ストレージ部門）で 2022 年、2023 年の 2 年連続、第 1 位になりました。翻訳品質を犠牲にした同時性の確保が高い顧客満足度に貢献したものと考えられます。

(2) 法務省の事例～ AI 翻訳の結果と人間による修正後の 2 段階公開～

日本語情報を英語に翻訳して提供する事例として法務省による AI 翻訳の活用を紹介します⁴⁶。

日本法令の翻訳を整備して発信することは、対日投資を促進するインフラとして重要であり、内外から求められているところです。より詳しくは、日本において法令の制定や改訂は頻繁に行

45 機械翻訳活用で顧客の期待に応える, Edith Bendermacher, 上田 有佳子, AAMT Journal『機械翻訳』No.78, pp. 7-10.
<https://aamt.info/wp-content/uploads/2023/06/AAMT-journal-No78.pdf>

46 法令外国語訳における機械翻訳の活用, 惣木詩織, AAMT Journal『機械翻訳』No.80, pp. 5-8.
<https://aamt.info/wp-content/uploads/2024/06/AAMT-journal-No80.pdf>

われているのに、種々の原因が相俟って翻訳が年単位と遅くなる傾向があり、経済社会活動のスピード感と合わなくて問題視されてきました。

法務省では、法令翻訳を加速させるため、AI 翻訳技術を活用した法令専用の翻訳システムを開発し、2024 年 4 月から法令翻訳システムを利用した 2 段階の公開をはじめました（図表 23）。

図表 23 2 段階公開（法務省）



- ① 新しい法令文を法令翻訳システムで処理した翻訳文をそのまま暫定的に公開します。
新しい法令文が確定すれば短時間で英文化が完了できます。誤訳のリスクを抱えつつ大まかな内容を日本語と英語で同時に発信して内外の情報格差を生じさせないという時間の価値を重視した公開です。
- ② 一方で法令の英訳に誤謬が混入することは避けなければいけません。暫定公開後、一定の時間をかけて法令英語の専門家と当該法令の担当省庁の間でやり取りして英文を磨いて、暫定版からチェックが完了した版に置き換えます。即時性は犠牲にして正確性の価値を重視した公開です。

早く読みたいという要請と正確な訳文を読みたいという要請は背反します。同時に満足しようとするとは日本語の公表を遅らせるという有り得ない選択肢になりかねません。専用化で高精度化した AI 翻訳を活用し上手く対応した例でしょう。

日本の上場会社の IR 情報（英語版）の提供は、必ずしも同時ではなく、数日、数週間、モノによっては数か月遅れることがあります。IR 情報の顧客、即ち投資家の視点に立ち、開示書類の性質を踏まえて翻訳品質を設定することが望まれますが、少なくとも誤訳がないレベルの翻訳品質は担保しつつ、即時性を重視することで、高い満足度につながるものと考えられます。

コラム2 プロの翻訳者による機械翻訳の活用

宝印刷株式会社

英文開示拡大の動きは今後もさらに加速していくことが予想される中、上場会社内でもその対応や社内体制の整備についての検討が行われているのではないのでしょうか。これには様々な対応が考えられますが、実際に翻訳者や翻訳部門を社内に設置するところまでの体制整備を行うというのは、かなりハードルが高いと感じられているのが実情ではないかと推察されます。

こうした状況の中で、現在機械翻訳にも注目が集まっています。機械翻訳は昨今さまざまな場面で取り上げられており、そのテクノロジーも日々進化を遂げています。実際に社内会議資料、メール等の他、一部の開示書類の翻訳に機械翻訳を活用している企業も見られています。

そこで本稿では、翻訳会社において機械翻訳を使用する際のテクニックや気付きなどの事例を通じて、機械翻訳についてプロフェッショナルの視点からの見解や評価などを展開したいと思います。今後の英文開示実務に向けた一助となりましたら幸いです。

機械翻訳の歴史の始まりは1900年代初頭まで遡ると言われており昨今では著しい進化を遂げていますが、そのメリットは言うまでもなくその処理速度と、24時間365日使用可能なスタミナであると言えるでしょう⁴⁷。

●機械翻訳のメリット

- ✓スピード
- ✓24時間365日使用可能

最近では機械翻訳も随分と身近な存在となり、実際に使用している企業も増加傾向にあります。機械翻訳の精度もここ数年で随分向上している印象があり、プロの翻訳者や校閲者による活用の場も広がっているようです。

プロフェッショナルの現場では原文を一から翻訳するのではなく、まず機械翻訳にかけていわゆる下訳として用いる手法が用いられています。機械翻訳で訳出した後は、原文と訳文を逐語確認しながら用語や表記の統一も図りながら、必要に応じて文法や過不足を補って英訳を完成させます。英文の土台がある程度完成した状態からの翻訳スタートとなりますので、一から翻訳するよりも作業効率の向上が期待できます。

またプロが行うひとつのユニークな使い方としてはバックトランスレーションによる訳文チェックがあります⁴⁸。バックトランスレーションとは元々は機械翻訳を介さずに行われてきたもので、訳文を原文言語に訳しなおすことにより、正確かつ過不足無く訳出されているかを確認する手法となります。これは機械翻訳に活用することも可能で、日本語を英訳する場合であれば、訳出された英文を再度日本語に機械翻訳し、元の日本語との相違を確認することで精度を確認す

47 第4章 4-2「機械翻訳の基礎知識」もご参照ください。

48 第4章 4-5「逆翻訳による事故防止」もご参照ください。

るというものです。この手法で確認をするためには、従来は自分自身で翻訳が行えるということが前提条件でしたが、機械翻訳の誕生により簡易に行えるようになったため、上場会社においても活用し得るテクニックであると言えるでしょう。

こうした長所を持つ機械翻訳ですが、弱点がゼロというわけではありません。現場での使用感としては以下のようなデメリットが挙げられます。

●機械翻訳のデメリット

✓正確性・整合性の限界

(1) 文法上のミスや原文意図との相違

日本語の言語特性から原文の解析が及ばず文法上のミスや原文意図との相違が生じる可能性があります。

- ・主語や目的語の取り違いや欠落
- ・時制のエラー
- ・名詞の単複のエラー
- ・修飾語の誤った係り受け
- ・冠詞のエラー

(2) スタイル・表現の不統一

表現の不統一も、プロフェッショナルの現場では気になるエラーであり、主に以下の様な事象が生じる可能性があります。

- ・見出しなどの頭文字の大文字化（キャピタリゼーション）の不統一
- ・箇条書きでの書き方の不統一
- ・「(前連結会計年度比 XXX 百万円増、同 X.X%増)」などの定型的情報が連続する箇所で表現の不統一
- ・「¥」「yen」など、単位の書き方の不統一
- ・数字の書き方

この他にも原文の 1 文が長い場合には動詞が 2 つ以上含まれるなど構文の問題が生じる可能性があります。また反対に短すぎる文や略語では、文脈を読み取れないことによるエラーが発生する可能性も高くなります。

現状の開示書類を扱う翻訳案件では、ほぼすべての案件においてこうした不統一や英文上のエラーが発生しており、先にご紹介した下訳としての活用とバックトランスレーションによる確認においてもこうしたエラーが発生し得ます。これらを回避する方法としては、現在のところ機械翻訳を実施した後に、人間の目で確認するというのが唯一の方法となっています。

こうした機械翻訳の限界に対応するため、開示書類を扱う翻訳会社では CAT（Computer Assisted Translation）ツールと呼ばれるツールを機械翻訳と組み合わせて使用することによりさらに精度を高めています。

CAT ツールは、過去の日本語と英語のデータを翻訳メモリ（TM）と呼ばれるフォーマットにしてツールに搭載し、過去の原文と同一、または一致率が高い箇所に対しては該当する過去訳を明示することで翻訳者に対し踏襲を促します。反対に過去データに含まれないものに対しては機械翻訳を行うため、優先度に応じた英訳作成を行うことが可能となります。

また用語集がある場合には、これもデータ化してツールに搭載することが可能です。翻訳時に用語集内の英訳を踏襲するよう促したり、最終チェックで用語集との相違がある場合にはアラートを出したりする機能を備えているため、整合性を最大限に確保することができます。

CAT ツールも 10 年程前に比べると直感的に使えるものが随分多くなっており、導入している企業も増えているようですが、まだ現状では使いこなすのが難しい、あるいはコスト面でのハードルが高いといった理由で、その普及は伸び悩んでいるようです。また、CAT ツールを使用することにより、機械翻訳のみで行う場合よりも精度が向上したのとなりますが、やはり 100%の完成度を達成することは出来ず、相応の語学スキルを有する人材によるチェックと修正作業が不可欠となっています。専門的分野の書類を翻訳する場合はその関連知識も要求されます。

こうしたことから、機械翻訳のエラーの確認について、翻訳会社へ依頼するケースも多くなっていますが、どこまでの品質を要求するかは会社間で温度差があるものと思われます。日英同時開示を視野に入れた場合にはスピードを重視することが必要となると考えられるところ、機械翻訳のスピードは言うまでもなく人手よりも早く、時間的制約に縛られないというメリットを持っています。ただその一方で、先に述べたようなエラーも出てきますので、スピードと品質とのバランスの検討も必要になるかと思われます⁴⁹。

海外投資家からの要望や書類の重要性を考慮して機械翻訳と人手翻訳を使い分けることも一つの方法であると言えるでしょう。状況によっては、スピード最優先で機械翻訳を使用し、上場会社の実務担当者レベルで可能な範囲での英文の確認と修正を行い、正確性や整合性等の品質面に対する優先度を下げるといった選択も考えられるのかと思われます。

こうした背景を考慮しますと、上場会社では機械翻訳特有のエラーをいかに効率良く修正できるかが重要となるかと思われます。上述 (1) の、主語の欠落、時制、単数と複数、などを優先的に確認していただくと良いかと思われます。

また、原文を短くすることが可能であればエラーの発生確率も低減しますので、機械翻訳を有効的に活用する上で取り得る工夫の一つであるかと思います。人間の翻訳者であれば、日本語が長文で曖昧であっても、意図をくみ取って訳したり、原文作成者に確認したりできますが、機械

49 第 4 章 4-4 「読者目線での翻訳品質の設定」もご参照ください。

翻訳はそのまま翻訳してしまいますので、明確な日本語文章を作成いただくことが重要であるかと思います⁵⁰。また、今後英文開示拡大が見込まれる決算説明会資料は、その原文の特性から機械翻訳が苦手とする書類の一つですが、同様に原文を機械翻訳しやすいものにすることで今後の英文開示拡大を後押しできる可能性もあるのではと考えています。例えば「事業環境変化に対応する製造システムの改善を通じた競争優位性の強化」といった文言も、過去の実績の説明であれば「事業環境変化に対応する製造システムの改善を通じて当社の競争優位性を強化した」などと主語や時制を補うことで機械翻訳の精度向上が見込まれ、実務的な負荷を軽減できる可能性もあるのではないかと考えられます。

今後まだまだ進化を遂げて行くであろう機械翻訳は翻訳のプロフェッショナルにとっても目が離せない領域です。人と機械が共存していくのか、人手はどこまで不要となるのか。日本語の特有な構造を考えると、次の革新まではある程度の時間がかかりそうですが、もしかすると数年先には想像を超えるソリューションが生まれているのかもしれない。

50 第2章 2-7「日本語書類作成実務の見直し」、第4章 4-5「誤訳防止のための曖昧性解消」もご参照ください。

第5章 英文開示に関する東証の取組み

東証では、英文開示に関連する情報を集約した英文開示ポータルサイト「JPX English Disclosure GATE」⁵¹を開設し、本ハンドブックのほか、上場会社の実務の参考となるコンテンツを提供しています。



英文開示様式例

決算短信、決定事実・発生事実等の適時開示資料、ガバナンス報告書の英文開示様式例や英文資料に記載するディスクレイマーの文例などを掲載しています。また、一般社団法人日本経済団体連合会が公表する招集通知や事業報告等のひな型に含まれる記載例の英訳も掲載しています。

日英対訳集

以下の開示事項等の日英表記や関連サイトへのリンクを掲載しています。

- 適時開示事項
- 法定開示書類の報告項目及び勘定科目（EDINET タクソノミにおける、財務諸表本表における勘定科目）
- 決算短信（サマリー情報）及びガバナンス報告書の開示事項
- 上場規則、CG コード

上場会社英文開示インタビュー

英文開示に積極的に取り組まれていると海外投資家から評価された上場会社における、英文開示に関する取組み（英文開示開始・拡充の経緯や、英文開示を行う上での工夫、海外投資家の反応など）についてのインタビューを掲載しています。プライム市場、スタンダード市場、グロース市場の各市場別に掲載しています。

調査レポート

上場会社各社の英文による会社情報開示・提供の実施状況に係る調査結果を取りまとめた「英文開示実施状況調査集計レポート」及び海外の機関投資家等を対象として実施した英文開示に関するアンケート調査結果を取りまとめた「海外投資家アンケート調査結果」を掲載しています。

【英語版】会社情報適時開示ガイドブック

英語版の「会社情報適時開示ガイドブック」を掲載しています。上場会社の外国人役職員や海外投資家など、日本語を母国語としない方が、東証の適時開示制度や実務を理解するうえで活用することを想定しています。

イベントトランスクリプト提供サービス

SCRIPTS Asia 株式会社（東証のグループ会社）にて、決算説明会等のイベントの書き起こし記事（日／英）提供サービスを行っており、上場会社向けのご案内等を掲載しています。

英文開示実施状況一覧

上場会社からの回答に基づき、英文開示の実施状況（上場会社各社における、各書類の英文開示

⁵¹ JPX English Disclosure GATE <https://www.jpx.co.jp/equities/listed-co/disclosure-gate/index.html>

実施有無や開示範囲、開示タイミング、公表方法等)を一覧として取りまとめて掲載しています。海外投資家の利便性向上を図るため、海外投資家向けに提供しているものですが、上場会社において、他社の英文開示実施状況を確認されたい際などにも利用することができます。

Company Announcements Service

上場会社が TDnet を通じて開示した英文資料はこちらから閲覧できます。開示日を含めて 31 日分(土・日 祝日含む)の情報を掲載しています。

その他

【英語版】東証上場会社情報サービス(上場会社各社の基本情報や開示資料 121 か月分等を掲載)、【英語版】コーポレート・ガバナンス情報サービス、【英語版】東証 IR ムービー・スクエアを提供しています。日本語で提供している各サービスについて、海外投資家向けに英語で提供しているものです。

コラム 3 米国株主数が 300 人以上になると英文開示が必要か？

日本企業であっても、SEC (U.S. Securities and Exchange Commission、米国証券取引委員会) への登録が必要となる場合があります。その場合、米国証券法及び SEC 規則に基づき、年次報告書や臨時報告書の継続開示が求められます。年次報告書の開示にあたって、日本において日本基準で財務諸表を開示している企業には、日本基準の財務書類を米国基準へ調整 (reconciliation) するか、又は新たに米国基準若しくは IFRS の財務諸表を作成することが求められます。これに加えて、SEC への登録に伴って、当局とのやりとりが生じることとなりその対応が必要になるほか、米国基準での内部統制報告が要求される可能性もあります。その結果、会社規模や事業内容などにより異なりますが、SEC 登録への対応のために弁護士や監査法人に支払う費用が数億円を超える規模に上る場合もあります。

SEC 登録が必要となるのは、日本企業が米国において株式の公募を行う場合や、NYSE や Nasdaq 等の米国証券取引所に上場する (又は特定の米国店頭市場で取引される) 場合が典型ですが、これに限らず、企業自身が意図しなくても、米国株主の増加等により外形的に資産・株主数基準を充足するだけで SEC の登録義務が発生する可能性があります。

具体的には、日本企業であっても、以下の (1) と (2) の要件の双方を満たした場合には、原則として SEC 登録が求められます⁵²。

- (1) 期末の資産が 10 百万ドルを上回っていること
- (2) 全世界の株主数が 2,000 人を上回っている、又は適格機関投資家を除く全世界の株主数が 500 人を上回っていること

ただし、これらの要件を満たす日本企業のすべてが SEC 登録を求められるわけではなく、外国民間発行体 (Foreign Private Issuer)⁵³ に該当する日本企業については、大きく 2 つの登録免除規定が定められています。

1 つめの免除規定として、1934 年法規則 12g3-2 (a) により、米国居住者である株主数が 300 人未満である場合は、SEC 登録義務が自動的に免除されます。ここでの株主数は、名義株主ベースではなく、実質株主ベースで計算します。したがって、証券会社やカストディアン名で保有されている場合は、実質株主の調査が必要となる可能性がある点に留意が必要です。

2 つめの免除規定として、1934 年法規則 12g3-2 (b) により、以下の 3 つの要件のすべてを満たす場合は、SEC 登録義務が自動的に免除されます。

⁵² 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) (以下「1934 年法」) 12 条 (g) 項 (1) 号 (A)

⁵³ 外国民間発行体に該当するかは、(1) 株主テスト (過半が米国居住者によって所有されていないかのテスト) 及び (2) 米国との重要な結びつきを示すためのテスト (経営陣又は取締役の過半が米国市民又は米国居住者で占められていないか、資産の過半が米国に所在していないか、事業が主に米国で行われていないかのテスト) によって、判断される (1934 年法に基づく SEC 規則 (General Rules and Regulations Under the Securities Exchange Act of 1934) (以下「1934 年法規則」) 3b-4(c))。一般に、東証に上場する日本企業のほとんどは外国民間発行体に該当すると思われる。

- (1) 1934 年法 13 条 (a) 又は 15 条 (d) に基づく報告義務を負っていないこと (=米国での公募、上場、又は自主的な SEC 登録を行っていないこと)
- (2) 米国外の取引所に上場されており、それが主要な取引市場 (Primary Trading Market)⁵⁴を構成していること
- (3) 自社のウェブサイト又は本国の電子的情報配信システムで、以下のすべての情報の重要な事項を速やかに英語で継続的に開示していること⁵⁵
 - a 本国の法律に従い公表された、又は公表が義務付けられている情報
 - b 主要な取引市場で開示した、又は開示が義務付けられている情報
 - c 株主に交付した、又は交付が義務付けられている情報

したがって、東証に上場し、東証市場での株式売買が大部分を占める日本企業においては、米国居住者である株主数が 300 人以上となる場合、SEC 登録を回避するためには、1934 年法規則 12g3-2 (b) に基づき、会社法、金商法及び東証規則で開示が求められている情報 (有価証券報告書、四半期報告書、適時開示資料、招集通知等) を英語で自社ウェブサイト又は TDnet (東証英文資料配信サービス・東証上場会社情報サービス) で開示する必要があると考えられます。裏を返すと、米国居住者である株主数が 300 人以上であるにもかかわらず、英文開示が必要とされる事項を英語で開示していない会社は、厳密には SEC 登録違反となり、SEC の処分の対象となり得ることには留意が必要です。また、これらについて英語での開示を行う場合には、適切なディスクレーマーを付すことが望ましい場合があることにも留意が必要です。

本コラムは一般的な情報を参考として提供することを目的とするものであり、米国証券法に関する法律助言を提供するものではありません。米国法に関する法律助言については米国法弁護士にご相談ください。

54 主要な取引市場とは、直近の事業年度における対象証券の売買高が全世界における売買高の 55% 以上を占めている市場を意味する。米国外の 1 か国 (法域) の全取引所における売買高を合算して 55% 以上となる場合のほか、米国外の 2 か国 (法域) の全取引所における直近の事業年度における売買高を合算して 55% 以上となり、かつ、そのうち 1 か国 (法域) における直近の事業年度における売買高が米国における売買高を上回っている場合がこれにあたりとされる。

55 1934 年法規則 12g3-2 (b) (3) において、開示が必要な文書や情報が例示されており、年次報告書や中間報告書、プレスリリース、株主に直接伝達される通知等がこれに含まれている。

コラム 4 ADR が発行されると英文開示が必要となるか？

DR (Depositary Receipt、預託証券) とは、DR 発行国の預託銀行に預託された外国株式（以下「原株式」）を裏付けとして預託銀行から発行される有価証券をいい、この DR が原株式の代替物として DR 発行国内で流通することを想定したものです。米国においては、米国法に準拠して発行された ADR (American Depositary Receipt、米国預託証券) が流通しており、日本企業の株式を対象とする ADR も流通しています。ADR には、大きく分けて「スポンサード ADR」と「アンスポンサード ADR」の 2 つの種類があります。「スポンサード ADR」は、米国の預託銀行と原株式の発行者である外国会社が直接契約を締結して設定されるものです。一方、「アンスポンサード ADR」は、米国の預託銀行と原株式の発行者である外国会社との間で正式な預託契約を締結することなく、米国で売買を行うことを求めるブローカーやディーラーの意向によって設定されるもので、主として、店頭市場において取引されます。

アンスポンサード ADR は、1934 年法上の報告義務を負っている外国会社のほか、1934 年法規則 12g3-2(b) で定める SEC 登録義務の免除要件を充足する外国会社を対象としても設定されますが⁵⁶、預託銀行は、合理的な調査を尽くしたうえで対象会社が当該免除要件を満たすと合理的かつ誠実に信じる場合は、アンスポンサード ADR を発行できるとされています。したがって、何らかの英文開示を行っている日本企業においては、預託銀行の判断によって、（その企業が実際に登録義務の免除を意図し、それに必要なレベルでの英文開示を行っているかどうかにかかわらず、）同意なく、アンスポンサード ADR が設定され、流通する可能性があります。

自社の同意なくアンスポンサード ADR が流通し、米国での株式保有が拡大することには、自社株式に対する需要が増加するなどのメリットや自社の関与しないところで実質株主の構成が変化するなどのデメリットの双方が考えられますが、特に、米国居住者の実質株主が 300 人以上となることにより SEC 登録義務が発生する可能性があり、その場合は免除規定の適用を受けるための対応が必要となり得ることには留意が必要です。

また、米国における証券訴訟の裁判例においては、アンスポンサード ADR であっても、株式の発行者である日本企業による実質的な関与があった場合にはその企業に対する損害賠償請求が認められ得ることを示唆するものも存在しています。そのため、意図せずアンスポンサード ADR が発行された場合、その対象株式の発行会社である日本企業においては、証券訴訟のリスクを軽減するための対応（アンスポンサード ADR への関与を避けるための対応）の検討が必要になる可能性があることに留意が必要です。また、英文開示においても適切な情報開示を行うことは、証券訴訟のリスクを軽減することにつながると考えられます。

本コラムは一般的な情報を参考として提供することを目的とするものであり、米国証券法に関する法律助言を提供するものではありません。米国法に関する法律助言については米国法弁護士にご相談ください。

56 当該免除規定の詳細及び日本企業の利用可能性については、コラム 3「米国株主数が 300 人以上になると英文開示が必要か？」参照

コラム5 エクイティファイナンスの英文開示には注意！？レギュレーション S とは

米国証券法は米国外の会社にも適用されるため、日本企業が募集を伴うエクイティファイナンスを行う際、米国証券法に基づく SEC 登録を回避するためには、何らかの登録免除規定に依拠することが必要となります。いかなる米国内の投資家に対しても勧誘を行うことを意図しない場合は、Regulation S による登録免除に依拠することが一般的です。

Regulation S においては、日本企業⁵⁷ が証券の募集又は売出しを行う場合、(1) 米国外取引 (Offshore Transaction) であること、かつ、(2) 米国に向けた販売努力 (Directed Selling Efforts) を行っていないことという要件を満たすときは、SEC 登録義務の対象にならないとされています。そして、米国市場の潜在的な需要の喚起 (Conditioning the Market) を目的とする又はそのような効果を有すると合理的に予想される行為が米国に向けた販売努力にあたるとされています。したがって、プレスリリース等のエクイティファイナンスに関する開示資料について英文開示を行う場合には、米国に向けた販売努力を行ったとみられることを避けるため、米国人を対象とする募集行為ではないことのディスクレイマーを英文開示資料に付す等の対応を要する可能性があることに留意が必要です。

本コラムは一般的な情報を参考として提供することを目的とするものであり、米国証券法に関する法律助言を提供するものではありません。米国法に関する法律助言については米国法弁護士にご相談ください。

57 米国市場への相当な関与 (Substantial U.S. Market Interest。具体的には、株式の場合には売上の 20%以上が米国で行われており、かつ他国の証券市場での取引が 55%未満という状況等) が存在していない又は募集が米国以外の 1 か国のみに向けて行われている (Overseas Directed Offering) という要件を満たす、「Category 1」の発行会社に適用される要件である。Category 1 の要件を満たさない発行会社には、Regulation S の適用にあたって、本文 (1) 及び (2) に加えて、さらにいくつかの追加的な条件の充足が求められるが、一般に、東証に上場する日本企業のほとんどは Category 1 に該当すると思われる。

英文開示実践ハンドブック

発行日 初 版 2022 年 9 月 22 日
 第 2 版 2024 年 10 月 4 日
発 行 株式会社東京証券取引所

お問合せ先

株式会社東京証券取引所
上場部 開示業務室 ディスクロージャー企画グループ
Tel：03-3666-0141（代表）

《JPX のウェブサイトにも掲載しております。》
JPX English Disclosure GATE
<https://www.jpx.co.jp/equities/listed-co/disclosure-gate/>



